

平成30年 4月 1日 施行  
平成31年 4月24日一部改正

# **理科薬品等の取扱いに関する手引**

## **(四訂版)**

令和元年5月

北海道教育委員会

## 目 次

第1	危険な薬品	
1	危険な薬品の分類	1
2	薬品に関する法的規制	1
3	学校にありうる危険な薬品	1
4	法規別薬品の分類	3
第2	薬品の取扱い	
1	生徒実験において使用をさけるべき薬品	5
2	薬品の管理・保管	5
3	廃液の処理、薬品の廃棄	8
第3	災害・事故等の対策と対応	
1	地震	1 3
2	盜難事故	1 4
3	水害等	1 4
4	その他の事故対策	1 4
第4	関係法規・通達等	
1	毒物及び劇物取締法（抜粋）	1 5
2	毒物及び劇物取締法施行令（抜粋）	1 5
3	消防法（抜粋）	1 6
4	水質汚濁防止法（抜粋）	1 9
5	水質汚濁防止法施行規則（抜粋）	2 0
6	排水基準を定める省令（抜粋）	2 0
7	通達・通知	2 3
第5	その他	
1	様式関係	4 6
2	質疑応答	4 9
3	危機対応マニュアル	5 2

# 第1 危険な薬品

## 1 危険な薬品の分類

薬品の中には、吸入したり誤飲したりすると中毒症状を引き起こすものや、引火や自然発火によって火災を起こしたり、取扱いの誤りによって爆発事故を招いたりするものなど、危険な薬品がある。

危険な薬品を取り扱う場合には、取り扱う薬品の性質、毒性などについて、十分な知識をもつことが必要である。また、特に保管・管理を厳重にし、盗難や不正流出が起きないよう対策を講じておくことが重要である。

危険な薬品についての法規上の分類には、「毒物及び劇物取締法」による医薬用外毒物、医薬用外劇物及び特定毒物、「消防法」による第1類から第6類、「高压ガス保安法」に基づく可燃性ガス及び毒性ガス、「薬事法」による毒薬及び劇薬などがある。

また、2003年には、国際連合から「化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（Globally Harmonized System of Classification and Labeling of Chemicals）」（略してGHS）について勧告がなされたことから、日本を含む加盟各国は世界的な統一基準を踏まえて薬品の分類や表示をより適切に行っていくよう努力することが求められている。

事故防止を考える上で、それぞれの薬品がどのような特性をもち、どのような法規上の分類に該当するかを知っておくことはきわめて大切なことである。

## 2 薬品に関する法的規制

法規名（所管官庁）	趣旨
・毒物及び劇物取締法（厚生労働省） ・消防法（消防庁） ・高压ガス保安法（経済産業省） ※ 学校で理科実験等に用いる薬品には、これらの法律が適用される。	薬品の生物学的、物理的及び化学的性質に着目し、その危険防止について規定した法律
・水質汚濁防止法（環境省） ・大気汚染防止法（環境省） ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（環境省） ・海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（国土交通省）	環境保全に關係し、危険な薬品や危険な薬品を含む廃棄物の処理について規定した法律
・薬事法（厚生労働省） ・火薬類取締法（経済産業省） ・食品衛生法（厚生労働省） ・農薬取締法（農林水産省） ※ 農薬を使用する学校では、農薬取締法の趣旨に沿ってそれらを管理しなければならない	薬品の用途に着目し、その性質や有効性などを規定した法律
※ 各種の通達等（第4 関係法規・通達等を参照）については、趣旨を十分把握し、事故の防止に万全を期するにしなければならない。	

## 3 学校にありうる危険な薬品

「毒物及び劇物取締法」、「消防法」による危険な薬品のうち、学校にありうるものには次表のとおりであるが、学校によっては、これら以外の危険な薬品が保管されている

場合もあることから、留意すること。なお、薬品の情報については、「安全データシート（S D S）」※1等を利用し、管理・保管はもちろん、実験での適切な使用に努めること。

品 名	危険性		品 名	危険性	
	分 類	性質・作用等		分 類	性質・作用等
亜鉛（粉末）	・ 第 2 類	還元性、発火性	亜硝酸ナトリウム	劇	第 1 類 急性毒性、酸化性
アセトアルデヒド	・ 第 4 類	引火性、全身毒性	アニリン	劇	第 4 類 引火性、急毒性、環境有害性
亜ヒ酸ナトリウム	毒	・ 急性毒性、環境有害性	亜ヒ酸	毒	・ 全身毒性、生殖毒性
亜麻仁油	・ 第 4 類	可燃性	アルミニウム（粉末）	・ 第 2 類	可燃性、爆発性
アンモニア水 10%<	劇	・ 腐食性、環境有害性	硫黄	・ 第 2 類	可燃性
エタノール	・ 第 4 類	引火性	塩化亜鉛	劇	・ 急性毒性、腐食性
塩化銅（II）	劇	・ 急性毒性、腐食性	塩化水銀（I）	劇	・ 急性毒性、腐食性
塩化水銀（II）	毒	・ 急性毒性	塩酸 10%<	劇	・ 急性毒性、腐食性
塩素酸カリウム	劇	第 1 類 爆発性、酸化性	塩素酸ナトリウム	劇	第 1 類 酸化性、環境有害性
黄リン	毒	第 3 類 急性毒性、発火性	過酸化水素水 6%<	劇	※ 2 急性毒性、酸化性
過マンガン酸カリウム	・ 第 1 類	酸化性、全身毒性	カリウム	劇	第 3 類 急性毒性、発火性
m-クレゾール 5%<	劇	第 4 類 腐食性、生殖毒性	クロム酸カリウム	劇	・ 酸化性、呼吸器感作性
クロム酸ナトリウム	劇	・ 酸化性、呼吸器感作性	クロロホルム	劇	・ 腐食性、全身毒性
コロジオン	・ 第 4 類	引火性、急性毒性	酢酸	・ 第 4 類 腐食性、引火性	
酢酸イソアミル	・ 第 4 類	引火性	酢酸エチル	劇	第 4 類 引火性、全身毒性
酢酸鉛	劇	・ 生殖毒性、全身毒性	酸化鉛（IV）	劇	第 1 類 酸化性、全身毒性
酸化水銀（II） 5%<	毒	・ 生殖毒性、皮膚感作性	シアノ化カリウム	毒	・ 急性毒性、全身毒性
シアノ化ナトリウム	毒	・ 急性毒性、全身毒性	ジエチルエーテル	・ 第 4 類	引火性、麻醉性
シクロヘキサン	・ 第 4 類	引火性、腐食性	シクロヘキセン	・ 第 4 類	引火性
臭化水素酸	劇	・ 腐食性、皮膚感作性	テラヒドロ	・ 第 4 類	腐食性、全身毒性
臭素	劇	・ 腐食性、全身毒性	硝酸 10%<	劇	※ 3 腐食性、強酸化性
硝酸アンモニウム	・ 第 1 類	爆発性、酸化性	硝酸カリウム	・ 第 1 類	酸化性、腐食性
硝酸銀	劇	第 1 類 酸化性、腐食性	硝酸ストロンチウム	・ 第 1 類	酸化性、腐食性
硝酸銅（II）	劇	第 1 類 酸化性、環境有害性	硝酸バリウム	劇	第 1 類 酸化性、全身毒性
水酸化カリウム 5%<	劇	・ 腐食性	水酸化ナトリウム 5%<	劇	・ 腐食性、全身毒性
水酸化バリウム	劇	・ 腐食性、全身毒性	石油エーテル	・ 第 4 類	引火性、呼吸器有害性
石油ベンジン	・ 第 4 類	引火性、全身毒性	炭化カルシウム（カーバイド）	・ 第 3 類	禁水性、発火性
赤リン	・ 第 2 類	可燃性	鉄（粉末）	・ 第 2 類	可燃性
テレピン油	・ 第 4 類	引火性、呼吸器有害性	灯油（石油）	・ 第 4 類	引火性、呼吸器有害性
トリクロル酢酸	劇	・ 腐食性、全身毒性	トルエン	劇	第 4 類 引火性、全身毒性
ナトリウム	劇	第 3 類 禁水性、腐食性	ナフタレン	・ 第 2 類	可燃性
2-ナフトール	劇	・ 全身毒性、皮膚感作性	二クロム酸カリウム	劇	第 1 類 酸化性、全身毒性
二クロム酸ナトリウム	劇	・ 腐食性、全身毒性	ニトロセルロース	・ 第 5 類	爆発性、発火性
ニトロベンゼン	劇	第 4 類 引火性、全身毒性	二硫化炭素	劇	第 4 類 引火性、全身毒性
ヒ酸鉛	毒	・ 発がん性、全身毒性	ピクリン酸	劇	第 5 類 爆発性、全身毒性
フェノール 5%<	劇	・ 腐食性、全身毒性	フッ化水素酸	毒	・ 腐食性、全身毒性
プロパンオール	・ 第 4 類	引火性、腐食性	ヘキサン	・ 第 4 類	引火性、全身毒性
1-ヘキサン	・ 第 4 類	引火性、呼吸器有害性	変性アルコール（燃料）	・ 第 4 類	引火性、全身毒性
ベンゼン	・ 第 4 類	引火性、全身毒性	ホルムアルデヒド	劇	・ 発がん性、全身毒性
マグネシウム	・ 第 2 類	可燃性、爆発性	無水クロム酸	劇	第 1 類 酸化性、全身毒性
無水酢酸	・ 第 4 類	引火性、全身毒性	メタノール	劇	第 4 類 引火性、全身毒性
硫酸 10%<	劇	・ 腐食性、全身毒性	硫酸亜鉛	劇	・ 全身毒性、環境有害性
硫酸カドミウム	劇	・ 全身毒性、環境有害性	硫酸水銀（II）	毒	・ 全身毒性、環境有害性
硫酸銅（II）	劇	・ 全身毒性、環境有害性	ヨウ素	劇	・ 全身毒性、環境有害性

注 毒劇：「毒物及び劇物取締法」において毒物に指定されているもの

劇：「毒物及び劇物取締法」において劇物に指定されているもの

濃度については「毒物及び劇物指定令」による。「○%<」は○%より濃いものを示している。

第○類：「消防法」において第○類の危険物に指定されているもの

※1 「化学物質排出把握管理促進法」のもと、薬品の性質や取扱いに関する情報を記載したもの

※2 36%以上のものが第6類の危険物に指定されている

※3 90%以上のものが第6類の危険物に指定されている

## 4 法規別薬品の分類

### (1) 毒物及び劇物取締法における毒物及び劇物

#### ア 毒物及び劇物の判定基準

毒物及び劇物の判定は、動物における知見、ヒトにおける知見、またはその他の知見に基づき、当該物質の物性、化学製品としての特質等をも勘案して行われる。

動物における知見のうち、「急性毒性」には、次のような基準がある。

(ア) 経口 毒物 : LD50 が、50mg/kg以下のもの

劇物 : LD50 が、50mg/kgを超え300mg/kg以下のもの

(イ) 経皮 毒物 : LD50 が、200mg/kg以下のもの

劇物 : LD50 が、200mg/kgを超え1,000mg/kg以下のもの

(注 LD50 : 当該物質を実験動物に投与した際の致死量であり、実験動物の50%  
が死亡する投与量である。)

#### イ 毒物及び劇物の取扱いについて

学校では、実験において、劇物を使用することがあり、職業教育を主とする専門学科を設置している高等学校では、さらに毒物を使用することがあります。

毒物及び劇物を取り扱う場合は、取り扱う薬品の物理的及び化学的な性質、毒性などについて、十分な知識をもつことが必要である。また、特に保管・管理を厳重にし、盜難や不正流出が起きないよう対策を講じておくことが重要である。

### (2) 消防法における危険物

消防法では火災等の災害を引き起こすおそれのある物質を「危険物」と定め、製造、貯蔵、取扱い等について規制している。消防法における危険物は、固体と液体を対象とし、気体については、高圧ガス保安法に基づき規制される。また、危険物は次のように第1類から第6類に分類される。

分類	性質	物質の例
第1類 (酸化性固体)	強い酸化力をもった物質であり、ほかの物質(特に可燃物)を酸化する。その際に、点火源あるいは熱源があると、その物質を発火あるいは爆発させる。	塩素酸カリウム、硝酸カリウム、亜硝酸ナトリウム、過マンガン酸カリウム、二クロム酸カリウム など
第2類 (可燃性固体)	比較的低温で着火しやすい物質であり、燃焼速度も速い。燃焼の際に有毒なガスを発生させるものがある。また、微粉状の場合には粉塵爆発の危険性がある。	アルミニウム(粉末)、マグネシウム、亜鉛(粉末)、赤リン、硫黄 など
第3類 (自然発火性物質及び禁水性物質)	空気との接触により発火する危険性のあるものや、水との接触により発火、あるいは可燃性ガスを発生させる危険性のあるものがある。	黄リン、ナトリウム、カリウム、炭化カルシウム(カーバイド) など
第4類 (引火性液体)	常温ですべて液体である。液表面から発生する蒸気は引火性であり、蒸気比重が大きく、低所に滞留し、遠くに流れるなど、特有の危険性を有する。	二硫化炭素、ジエチルエーテル、アセトアルデヒド、ベンゼン、メタノール、エタノール など
第5類 (自己反応性物質)	分子内に酸素を有する可燃物であり、点火源があれば、ほかからの酸素の供給を受けずに燃焼する物質である。摩擦・衝撃によって容易に爆発する。	ニトロセルロース、ピクリン酸 など
第6類 (酸化性液体)	液体の酸化性物質で、還元性物質と激しく反応する。可燃物と反応して発火し、有毒ガスを発生する危険性がある。	過酸化水素、硝酸 など

### (3) 農薬取締法における農薬

#### ア 農薬の定義（農薬取締法第1条の2）

農作物（樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。）を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物またはウイルスの防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤（その薬剤を原料または材料として使用した資材で当該防除に用いられるもののうち政令で定めるものを含む。）及び農作物等の生理機能の増進または抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤をいう。

#### イ 使用時の注意事項

農薬には人畜に対し次のような毒性があることから、農薬を散布する際には、防除衣、補助衣、保護具などを適切に使用し、十分注意する必要がある。

毒 性	中毒症状が起きるおそれのある状況
経口毒性	農薬が散布中に微量ずつ口から入った場合、農薬を誤飲した場合
経皮毒性	農薬が皮膚に触れ、体内に吸収された場合
吸入毒性	農薬の微粒子が呼吸によって気管支内の粘膜等から体内に吸収された場合
慢性中毒	農薬を長期間連続して使用した場合

## 第2 薬品の取扱い

### 1 生徒実験において使用をさるべき薬品

#### (1) 生徒実験において使用をさるべき薬品の条件

- ア 毒物に指定されているもの
- イ 爆発性の物質、あるいは不安定な物質で危険性が大きいもの
- ウ 廃液処理上問題があり、環境汚染のおそれが強いもの
- エ 安全で同等の指導効果が期待される物質が、ほかに考えられるもの

#### (2) 生徒実験において使用をさるべき薬品の例

品 名	分 類	性質・用途・貯蔵法ほか
亜ヒ酸ナトリウム	毒物	急性毒性、環境有害性
亜ヒ酸	毒物	急性毒性、密閉保存
塩化水銀（I）	劇物	急性毒性、腐食性・電極・遮光密閉
塩化水銀（II）	毒物	急性毒性・消毒剤、殺菌
塩素酸カリウム	劇物	第1類 爆発性、酸化性・花火、火薬原料・可燃物との混合禁
塩素酸ナトリウム	劇物	酸化性、環境有害性・花火、火薬原料・可燃物との混合禁
黄リン	毒物	第3類 急性毒性、発火性・燃焼実験・水中保存
カリウム	劇物	第3類 急性毒性、発火性、禁水性・灯油中に保存
クロロホルム	劇物	腐食性、全身毒性、呼吸麻痺・溶媒・冷暗所に貯蔵
酸化水銀（II）	毒物	中毒性・酸素定量・密閉
シアノ化カリウム	毒物	急性毒性、全身毒性・メッキ・密閉保存
シアノ化ナトリウム	毒物	急性毒性、全身毒性・メッキ・密閉保存
臭化水素酸	劇物	腐食性、皮膚感作性・プロモ化合物の製造・密閉
ヒ酸鉛	毒物	発ガン性、全身毒性・農薬・密閉
ピクリン酸	劇物	第5類 爆発性、全身毒性・染料・衝撃禁
臭素	劇物	腐食性、全身毒性・密閉

上記の外、有機水銀、有機塩素系化合物（P C Bに類するもの）などの毒物

注 毒物：「毒物及び劇物取締法」において毒物に指定されているもの

劇物：「毒物及び劇物取締法」において劇物に指定されているもの

第〇類：「消防法」において第〇類の危険物に指定されているもの

### 2 薬品の管理・保管

#### (1) 管理上の遵守事項

- ア 理科薬品等を保有する学校は、必ず管理責任者を指定すること。

なお、指定に当たっては、理科、農業、工業等の教科（学科）主任又は薬品を主に扱う教科の担当教諭の中から指定する。

- イ 薬品は購入・使用等の都度、受払・点検記録簿に使用量等を記録すること。

（ア）一般薬品は「一般薬品受払・点検記録簿（様式1）」に、毒物及び劇物は、「毒物及び劇物受払・点検記録簿（様式2）」にそれぞれ使用年月日、使用量、残量等を記入し、常に現在量を把握できるようにしなければならない。

特に、毒物及び劇物については、直接処理する担当教諭又は実習助手が、使

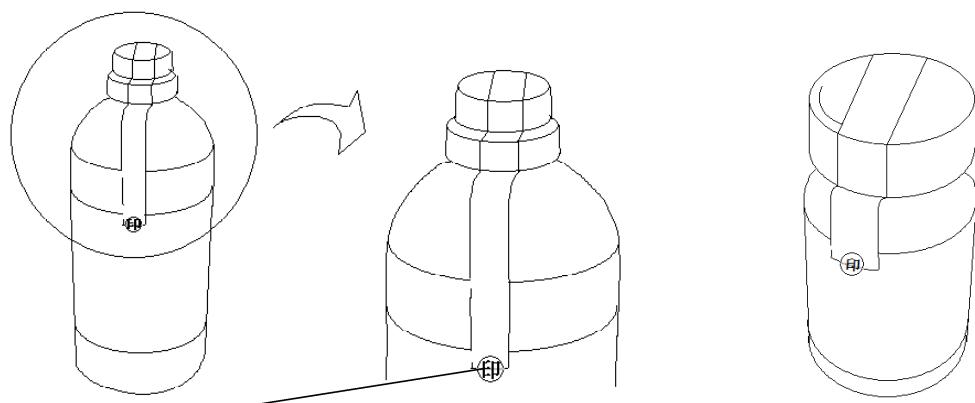
用量等を記録し押印のうえ、管理責任者及び校長の検印を受けること。

- (イ) 毒物及び劇物にあっては少なくとも月ごとに、一般薬品は少なくとも6か月ごとに、すべての薬品を実測し現在量と受払・点検記録簿の重量に不整合がないかどうかを複数の教員等で点検、確認のうえ、「理科薬品等点検確認票（様式3）」により物品管理主任及び校長等の検印を受けること。

ただし、使用頻度の低い薬品については、当該容器を封印することによって、目視による点検のみとし、薬品の現在量を実測しなくてもよい。なお、容器の封印は、下図を参考に、担当者が割印をするとともに、容器が開けられたときにテープが破れるなどして確認できるようにすること。また、過去3年間封印している薬品は、速やかに破棄すること。

液体薬品が入った試薬瓶

固体薬品が入った試薬瓶



- (ウ) 目減り等により増減があった場合は、受払・点検記録簿に「吸湿による質量増」「揮発による質量減」など、その原因等を具体的に記載して整理すること。

## (2) 保管上の遵守事項及び留意点

ア 薬品は安全収納の工夫をして保管すること。

- (ア) 薬品は、一般に、密栓をして直射日光を避け冷所に保管し、異物が混入しないように注意し、火気から遠ざけておく。

- (イ) 毒物及び劇物の保管庫は、施錠できる金属製のロッカー等を専用保管庫とし、毒物及び劇物とその他の一般薬品は、それぞれ別に保管しなければならない。

また、「危険物を運搬する際の混載に関する基準」（「(3) 危険な薬品に関する遵守事項」参照）において混載を禁止する組合せの薬品を並べることのないようにしなければならない。

- (ウ) 薬品庫の施錠に用いるダイヤル鍵の暗証番号については、暗証番号の漏洩を防ぐ観点から、少なくとも1年おきに変更すること。

イ その他、次の点についても留意のうえ、保管すること。

(ア) 薬品を陰イオン別に分類して保管すると、「危

険物を運搬する際の混載に関する基準」において混載を禁止する組合せの薬品が並ぶことはほとんど起こらない。

(イ) 薬品を右図のような可搬型の薬品整理箱に入れ、棚に並べるようにすると安全である。

(ウ) 冬期間、凍結によるびんの破損事故も考えられるので、注意が必要である。



薬品整理箱

### (3) 危険な薬品に関する遵守事項

上記(1)及び(2)に加え、次のことも遵守すること。

ア 毒物及び劇物取締法で指定された毒物及び劇物

(ア) 保管容器は、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはいけない。

(イ) 保管容器及び被包に、毒物には赤地に白色で「医薬用外毒物」、劇物には白地に赤色で「医薬用外劇物」の文字を表示する。また、貯蔵する場所に、毒物については「医薬用外毒物」、劇物については「医薬用外劇物」の文字を表示すること。

(ウ) 毒物及び劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、または地下にしみ込むことを防ぐ措置をしなければならない。

(エ) 毒物及び劇物の取扱い要領等の校内規程の整備を行うこと。

イ 消防法で指定された危険物

(ア) 次表は、危険物を運搬する際の混載に関する基準である。

危険物を運搬する際の混載に関する基準

	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類
第1類	X					
第2類		X				
第3類			X			
第4類				X		
第5類					X	
第6類						X

X : 混載を禁止する組合せ

(イ) 保管の際は、(ア)の表を参考にして、特に、混載を禁止する組合せの薬品は、それぞれ別の薬品整理箱などに入れ、薬品庫内で並べて保管することのないようにすること。

また、第1類（酸化性固体）、第3類（自然発火性物質及び禁水性物質）、第6類（酸化性液体）は、それぞれが、それ以外の薬品と並べるのを避けたい薬品である。

ウ その他政令で定める危険物の取扱い等

(ア) 第3類の、黄リンなど自然発火性物質は水中に、ナトリウムやカリウムなど禁水性物質は保護液（灯油）中に保存し、自然発火性物質と禁水性物質とを薬品庫

内で並べて保管することのないようにする。また、それぞれの物質が空気中に露出しないようにする。(危険物の規制に関する政令第24条14、第26条1の3)

(イ) 第4類(引火性液体)のジエチルエーテル等の有機溶剤については、液表面から発生する蒸気に引火するおそれがあることから、必ず密栓するとともに、薬品庫内においては電線と電気器具とを完全に接続し、かつ、一般の冷蔵庫等火花を発する危険性のある器具等を使用しない。(危険物の規制に関する政令第24条13)

#### (4) その他

ア 薬品の購入に当たっては、必要最小限の量とすること。

薬品は長期間保管すると変質するものがある。また多量になれば、それぞれ危険性も大きくなる。使用計画を立て、それに合わせて必要最小限の量を購入するにとどめ、保管量を少なくし、保管期間を短くする。

イ 特例として、硝酸カリウムについては、他の一般薬品と区分し、施錠できるロッカー等で保管すること。(「第5 その他 2 質疑応答Q7、Q8」参照)

ウ 次の毒物及び劇物については、購入前に教育局経由で、高等学校分については高校教育課、特別支援学校分については特別支援教育課あて事前協議書を提出すること。

#### 購入について協議の必要な薬品一覧

次に該当する薬品を協議を要する薬品とする。

ア 毒物に属する薬品

すべての薬品

イ 劇物に属する薬品

学校にあり得る危険な薬品(理科薬品等の取扱いに関する手引(三訂版)第1-3)のうち、急性毒性、腐食性、爆発性、環境有害性があることから、保管方法に留意(密閉、遮光密閉、可燃物との混合禁、灯油中に保存、冷暗所に貯蔵、衝撃禁としているなど)する必要があり、実験等での使用頻度が低い次の表に掲げる薬品

番号	品名	性質・作用等
1	塩化水銀(I)	急性毒性、腐食性・電極・遮光密閉
2	塩素酸カリウム	爆発性、酸化性・花火、火薬原料・可燃物との混合禁
3	塩素酸ナトリウム	酸化性、環境有害性・花火、火薬原料・可燃物との混合禁
4	カリウム	急性毒性、発火性、禁水性・灯油中に保存
5	クロロホルム	腐食性、全身毒性、呼吸麻痺・溶媒・冷暗所に貯蔵
6	臭化水素酸	腐食性、皮膚感作性・プロモ化合物の製造・密閉
7	ピクリン酸	爆発性、全身毒性・染料・衝撃禁
8	臭素	腐食性、全身毒性、密閉

(平成24年6月27日付け教高第485号学校教育局長通知)

### 3 廃液の処理、薬品の廃棄

#### (1) 実験室から出された廃液の処理

ア 処理の考え方

実験室から出された廃液については、毒物及び劇物取締法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に従い、適切な処理をしなければならない。な

お、水質汚濁防止法が適用される学校は、「農業、水産または工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校」である(水質汚濁防止法施行規則第1条の2第4項)。

しかし、廃液の処理は、児童生徒に環境への影響や環境保全の大切さを考えさせるよい機会となるため、児童生徒には観察、実験により生じた廃液の処理や回収の方法について常に意識させておくことが重要である。

#### イ 具体の処理方法

- (ア) 酸やアルカリの廃液は中和してから多量の水で薄めながら流す。
- (イ) 重金属イオンを含む廃液は金属イオンごとに分別して容器に回収・保管し、最終処分は廃棄物処理業者に委託する。
- (ウ) 有機溶媒を含む廃液についても回収・保管し、最終処分は廃棄物処理業者に委託する。

### (2) 危険な薬品の廃棄

#### ア 廃棄の考え方

過去3年間使用していない薬品については、速やかに廃棄する。廃棄に当たっては、毒物及び劇物取締法及び同法施行令（第4関係法規・通達等を参照）における廃棄等の基準により行わなければならない。また、水質汚濁防止法、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律など、環境保全関係の法律に従う必要があるため、保健所と協議の上、その性質に応じて適切に処理しなければならない。

#### イ 毒物及び劇物の廃棄方法に関する基準

毒物及び劇物の廃棄の方法については、昭和50年11月26日に「毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準について」の通知が厚生省（現厚生労働省）薬務局長から各都道府県知事に発せられて以来、計10回通知されており、現在まで145品目の毒物及び劇物について品目ごとに具体的な廃棄の方法が示されている。

#### 毒物及び劇物の廃棄の方法に関する基準

(その1) 昭和50年11月26日薬発第1090号	①	(その6) 平成3年3月6日薬発第259号	⑥
(その2) 昭和52年12月8日薬発第1416号	②	(その7) 平成4年12月7日薬発第1192号	⑦
(その3) 昭和56年3月31日薬発第330号	③	(その8) 平成6年3月14日薬発第232号	⑧
(その4) 昭和60年4月5日薬発第373号	④	(その9) 平成7年3月16日薬発第246号	⑨
(その5) 昭和62年9月12日薬発第782号	⑤	(その10) 平成8年3月15日薬発第252号	⑩

ウ 「毒物及び劇物の廃棄方法に関する基準」に示されている145品目（末尾の①～⑩は、上記イの①～⑩を示す）

	品目（アイウエオ順）	通知
ア	亜塩素酸ナトリウム及びこれを含有する製剤	⑦
	亜硝酸塩類	②
	亜硝酸メチル及びこれを含有する製剤	⑨
	アクリル酸及びこれを含有する製剤	⑧
	アクリルニトリル	①
	アクロレイン	①
	アニリン	②
	アニリン塩酸塩	②

	アリルアミド及びこれを含有する製剤	②
	アリルアルコール及びこれを含有する製剤	⑧
	アンモニア及びこれを含有する製剤	①
	アンチモン化合物及びこれを含有する製剤	⑥
13	2-アミノエタノール及びこれを含有する製剤	⑨
イ	一水素二弗化アンモニウム及びこれを含有する製剤	⑤
	2-イソプロピルフェニル-N-メチルカルバメート及びこれを含有する製剤	⑥
3	2-イソプロピル-4-メチルピリミジル-6-ジエチルチオホスフェイト（別名ダイアジノン）及びこれを含有する製剤	⑥
エ	塩化水素及びこれを含有する製剤	①
	塩化チオニル及びこれを含有する製剤	⑨
	塩化ホスホリル及びこれを含有する製剤	⑦
	塩素	①
	塩素酸塩類及びこれを含有する製剤	⑥
	エチルジフェニルジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤	⑥
	エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名EPN）及びこれを含有する製剤	⑥
	エチレンクロルヒドリン（2-クロロエタノール）及びこれを含有する製剤	②
	エチレンオキシド及びこれを含有する製剤	⑧
	エピクロルヒドリン及びこれを含有する製剤	⑧
	S-メチル-N-[(メチルカルバモイル)-オキシ]-チオアセトイミダート（別名メトミル）及びこれを含有する製剤	⑥
	N-アルキルアニリン	④
	N-アルキルトルイジン	④
	N-ブチルピロリジン	④
15	N-メチル-1-ナフチルカルバメート及びこれを含有する製剤	⑥
オ	黄燐	①
カ	過酸化水素及びこれを含有する製剤	①
	過酸化ナトリウム	③
	過酸化尿素及びこれを含有する製剤	③
	カドミウム化合物	④
	カリウム	②
6	カリウムナトリウム合金	②
キ	ギ酸及びこれを含有する製剤	⑩
	キシレン	②
3	キノリン及びこれを含有する製剤	⑨
ク	クレゾール及びこれを含有する製剤	②
	クロルスルホン酸	①
	クロルメチル（塩化メチル）	①
	クロルエチル（塩化エチル）	②
	クロルピクリン及びこれを含有する製剤	②

	クロム酸塩類及びこれを含有する製剤	④
	クロロホルム	④
	クロロアセチルクロライド及びこれを含有する製剤	⑨
	クロロ酢酸ナトリウム及びこれを含有する製剤	⑨
	クロロブレン及びこれを含有する製剤	⑨
	2-クロロアニリン及びこれを含有する製剤	⑨
12	2-クロロニトロベンゼン及びこれを含有する製剤	⑧
ケ	硅弗化水素酸（ヘキサフルオロケイ酸）及びこれを含有する製剤	⑤
2	硅弗化水素酸（ヘキサフルオロケイ酸）塩類及びこれを含有する製剤	⑥
コ	五酸化バナジウム（溶融した五酸化バナジウムを固形化したものと除く。）及びこれを含有する製剤	⑩
2	五塩化燐及びこれを含有する製剤	⑦
サ	酢酸エチル	②
	三塩化硼素及びこれを含有する製剤	⑦
	三塩化燐及びこれを含有する製剤	⑦
	三弗化硼素及びこれを含有する製剤	⑦
5	三弗化燐及びこれを含有する製剤	⑦
シ	シクロヘキシリアミン及びこれを含有する製剤	⑧
	臭素	①
	蔔酸及びこれを含有する製剤	②
	蔔酸塩類及びこれを含有する製剤	②
	硝酸及びこれを含有する製剤	①
	ジエチル-S-（エチルチオエチル）-ジチオホスフェイト及びこれを含有する製剤	⑥
	ジ（2-クロルイソプロピル）エーテル及びこれを含有する製剤	⑥
	ジクロル酢酸	③
	ジメチルアミン及びこれを含有する製剤	⑩
	ジメチル硫酸	①
	ジボラン及びこれを含有する製剤	⑦
	ジメチル-2, 2-ジクロルビニルホスフェイト（別名DDVP）及びこれを含有する製剤	⑥
	ジメチルジチオホスホリルフェニル酢酸エチル及びこれを含有する製剤	⑥
	ジメチル-4-メチルメルカプト-3-メチルフェニルチオホスフェイト及びこれを含有する製剤	⑥
	重クロム酸塩類及びこれを含有する製剤	②→④で改正
	1, 1'-ジメチル-4, 4'-ジピリジニウムヒドロキシド、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤	⑥
	1, 3-ジカルバモイルチオ-2-（N, N-ジメチルアミノ）-プロパン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤	⑥
	2, 2'-ジピリジリウム-1, 1'-エチレンジブロミド及びこれを含有する製剤	⑥
19	2, 4-ジニトロトルエン及びこれを含有する製剤	⑧
ス	水酸化カリウム及びこれを含有する製剤	①

	水酸化トリアリール錫、その塩類及びこれらの無水物並びにこれらのいずれかを含有する製剠	(4)
	水酸化トリアルキル錫、その塩類及びこれらの無水物並びにこれらのいずれかを含有する製剤	(4)
	水酸化ナトリウム及びこれを含有する製剤	(1)
5	水銀、水銀化合物及びこれを含有する製剤	(4)
セ	セレン並びにセレン化合物及びこれを含有する製剤	(6)
ト	トルエン	(2)
	トリクロル酢酸	(3)
	トリクロロシラン及びこれを含有する製剤	(7)
	トルイジン	(3)
	トルイレンジアミン	(3)
	トリクロルヒドロキシエチルジメチルホスホネイト及びこれを含有する製剤	(6)
7	トリフルオロメタンスルホン酸及びこれを含有する製剤	(6)
ナ	ナトリウム	(2)
2	鉛化合物	(2)→(5)で改正
二	ニッケルカルボニル及びこれを含有する製剤	(4)
	ニトロベンゼン	(1)
3	二硫化炭素	(3)
ハ	発煙硫酸	(1)
2	バリウム化合物	(5)
ヒ	ピクリン酸	(4)
	ピクリン酸塩類	(4)
	砒素並びに砒素化合物及びこれを含有する製剤	(6)
	ヒドラジン	(10)
5	ヒドロキシリルアミン塩類及びこれを含有する製剤	(7)
フ	フェノール及びこれを含有する製剤	(2)
	弗化水素及びこれを含有する製剤	(5)
	ブロムエチル（臭化エチル）	(2)
	ブロムメチル（臭化メチル）及びこれを含有する製剤	(2)
5	ブロム水素を含有する製剤	(3)
ヘ	ヘキサメチレンジイソシアナート及びこれを含有する製剤	(8)
2	ヘタナフトール	(3)
ホ	硼弗化水素酸（テトラフルオロホウ酸）	(5)
	硼弗化水素酸（テトラフルオロホウ酸）塩類	(6)
	ホスゲン及びこれを含有する製剤	(9)
4	ホルムアルデヒド及びこれを含有する製剤	(1)
ム	無機亜鉛塩類	(5)
	無機金塩類	(4)
	無機銀塩類	(4)
	無機銅塩類	(5)
	無機錫塩類	(6)

	無機シアン化合物及びこれを含有する製剤	①→④で改正
	無機シアン化合物たる毒物を含有する液体状の物	④
8	無水クロム酸及びこれを含有する製剤	②→④で改正
メ	メタノール	③
	メタクリル酸及びこれを含有する製剤	⑧
	メチルメルカプタン及びこれを含有する製剤	⑨
	メチルアミン及びこれを含有する製剤	⑩
	メチルエチルケトン（エチルメチルケトン）	②
	2-（1-メチルプロピル）-フェニル-N-メチルカルバメート及びこれを含有する製剤	⑥
7	3-メチルフェニル-N-メチルカルバメート及びこれを含有する製剤	⑥
モ	モノクロル酢酸	③
2	モノゲルマン及びこれを含有する製剤	⑦
ユ	有機シアン化合物及びこれを含有する製剤	⑥
ヨ	四アルキル鉛及びこれを含有する製剤	①→④で改正
	四塩化炭素及びこれを含有する製剤	④
	四弗化硫黄及びこれを含有する製剤	⑦
	天化水素を含有する製剤	③
5	天化メチル及びこれを含有する製剤	④
リ	硫酸及びこれを含有する製剤	①
	硫化燐及びこれを含有する製剤	⑤
	燐化アルミニウムとその分解促進剤とを含有する製剤	⑤
	燐化水素（ホスフィン）及びこれを含有する製剤	⑤
5	燐化亜鉛及びこれを含有する製剤	⑤

### 第3 災害・事故等の対策と対応

#### 1 地震

大きな地震により、薬品戸棚が転倒したり、薬品戸棚から多量のびんが落ちて破損したりすると、火災その他の事故の原因になる。

地震による事故を防止するために、薬品戸棚や保管庫を床や壁面等に固定したり、薬品戸棚から薬品の容器が転落するのを防止するための枠を設けたりする等の措置を講じる。また、薬品の容器はできるだけポリびんにするとともに、特に危険性の大きい薬品はできるだけ下段に収納し、「危険物の混載に関する基準」において混載を禁止する組合せの薬品は並べて保管しない。（「第2 薬品の取扱い 2 薬品の管理・保管 (3) 危険な薬品に関する遵守事項」参照）

地震が起きたときには、震動による接触によりガラスびんにひび割れを生じている場合があるため、薬品庫内の点検を行う必要がある。

## 2 盗難事故

盗難事故を未然に防ぐために、薬品庫には二重の施錠をし、薬品の保管・管理を厳正に行う。

また、薬品庫のドアのガラスを割って鍵が開けられるような構造の場合には、速やかに改善する。

なお、薬品庫に異常が発見された場合には、まず毒物及び劇物の盗難がないかどうかを点検する。さらに、盗難が明らかになったときには、直ちにその旨を所轄の警察署に届け出る。

## 3 水害等

台風、集中豪雨などのとき、薬品庫に浸水すると、容器のラベルが損傷するとともに、水の浮力により容器が転倒したり、移動したりする。また、禁水性物質が水と反応したり、薬品の流出が起こったりする場合もある。

もし、薬品庫に浸水のおそれが生じたときには、速やかに高い安全な場所に薬品を移す必要がある。また、浸水、雨漏り等があった場合には、容器のラベルの損傷状況、流出事故の有無を点検しなければならない。浸水後は特に、薬品の取り違え事故等が発生しやすいので注意する必要がある。

## 4 その他の事故対策

毒物及び劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、または地下へのしみ込んだ場合において、不特定または多数の者について、保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときには、直ちに、その旨を保健所、警察署または消防機関に届け出るとともにそれらの危害を防止するために、必要な応急の措置を講じなければならない。

ガソリン、あるいはジエチルエーテルのような引火性物質のびんを転倒または破損した場合には、直ちに火気を断つとともに電源を切り、窓を全開にして空気の入れ換えを行う。

亜鉛粉末のような発火性物質を湿った状態で空気にさらすと、発火する恐れがあることから、空気に触れないよう密封し、可燃物から離して保管するとともに、廃棄する際は、業者委託するなどして適切に廃棄する必要がある。

その他、強い酸やアルカリを手や衣服に付着させたり、誤飲したりする事故も考えられるので、常に事故に対する応急の処置を研究しておく必要がある。これらの事故対策も含め、学校全体として、危機管理体制を整備しておく必要がある。

## 第4 関係法規・通達等

### 1 毒物及び劇物取締法（抜粋）

（毒物又は劇物の取扱）

**第11条** 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物が盜難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

2 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物若しくは劇物又は毒物若しくは劇物を含有する物であつて政令で定めるものがその製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外に飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又はこれらの施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

3 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その製造所、営業所若しくは店舗又は研究所の外において毒物若しくは劇物又は前項の政令で定める物を運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。

4 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は厚生労働省令で定める劇物については、その容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。

（毒物又は劇物の表示）

**第12条** 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもつて「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもつて「劇物」の文字を表示しなければならない。

2 （省略）毒物劇物営業者の義務

3 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。

（廃棄）

**第15条の2** 毒物若しくは劇物又は第11条第2項に規定する政令で定める物は、廃棄の方法について政令で定める技術上の基準に従わなければ、廃棄してはならない。

（事故の際の措置）

**第16条の2** 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その取扱いに係る毒物若しくは劇物又は第11条第2項に規定する政令で定める物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。

2 毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、その取扱いに係る毒物又は劇物が盜難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。

### 2 毒物及び劇物取締法施行令（抜粋）

（廃棄の方法）

**第40条** 法第15条の2の規定により、毒物若しくは劇物又は法第12条第2項に規定する政令で定める物の廃棄の方法に関する技術上の基準を次のように定める。

1 中和、加水分解、酸化、還元、稀釀その他の方法により、毒物及び劇物並びに法第11

条第2項に規定する政令で定める物のいずれにも該当しない物とすること。

- 2 ガス体又は揮発性の毒物又は劇物は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ放出し、又は揮発させること。
- 3 可燃性の毒物又は劇物は、保健衛生上危害を生ずるおそれがない場所で、少量ずつ燃焼させること。
- 4 前各号により難い場合には、地下1メートル以上で、かつ、地下水を汚染するおそれがない地中に確実に埋め、海面上に引き上げられ、若しくは浮き上がるおそれがない方法で海水中に沈め、又は保健衛生上危害を生ずるおそれがないその他の方法で処理すること。

### 3 消防法（抜粋）

**第2条7項** 危険物とは、別表第1の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。

**第9条の4** 危険物についてその危険性を勘案して政令で定める数量（以下「指定数量」という。）未満の危険物及びわら製品、木毛その他の物品で火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火の活動が著しく困難となるものとして政令で定めるもの（以下「指定可燃物」という。）その他指定可燃物に類する物品の貯蔵及び取扱いの技術上の基準は、市町村条例でこれを定める。

**第16条の3** 製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、当該製造所、貯蔵所又は取扱所について、危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、引き続く危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じなければならない。

別表第1 危険物

	品 名	性 質	指定数量	代表的な物質
第 1 類	1 塩素酸塩類	酸化性 固体	50kg	塩素酸ナトリウム
	2 過塩素酸塩類			過マンガン酸カリウム
	3 無機過酸化物			
	4 亜塩素酸塩類			
	5 臭素酸塩類			亜硝酸ナトリウム
	6 硝酸塩類		300kg	亜硝酸カリウム
	7 よう素酸塩類			硝酸アンモニウム（粒状）
	8 過マンガン酸塩類			さらし粉
	9 重クロム酸塩類	第3種酸化性 固体	1,000 kg	硝酸鉄（9水塩）
	10 その他のもので政令で定めるもの			ペルオキソ二硫酸カリウム
	11 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの			
第 2 類	1 硫化りん	可燃	100 kg	
	2 赤りん			
	3 硫黄			

類	4 鉄粉	性 固 体		500 kg	
	5 金属粉		第 1 種可燃性	100 kg	アルミニウム(200 メッシュ以下)
	6 マグネシウム		固体		亜鉛(200 メッシュ以下)
	7 その他のもので政令で定めるもの				マグネシウム(80 ~ 120 メッシュ)
	8 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの		第 2 種可燃性 固体	500 kg	
	9 引火性固体			1,000 kg	固形アルコール
第 3 類	1 カリウム	自 然 發 火 性 及 禁 水 性 物 質		10 kg	
	2 ナトリウム			10 kg	
	3 アルキルアルミニウム			10 kg	
	4 アルキルリチウム			10 kg	
	5 黄りん			20 kg	
	6 アルカリ金属(カリウム及びナトリウムを除く。)及びアルカリ土類金属		第 1 種自然發火性物質及び禁水性物質	10 kg	リチウム粉 水素化ナトリウム
	7 有機金属化合物(アルキルアルミニウム及びアルルリチウムを除く。)				
	8 金属の水素化物		第 2 種自然發火性物質及び禁水性物質	50 kg	バリウム
	9 金属のりん化物				カルシウム(粉末)
	10 カルシウム又はアルミニウムの炭化物				水素化リチウム
	11 その他のもので政令で定めるもの		第 3 種自然發火性物質及び禁水性物質	300 kg	ホウ素化ナトリウム
	12 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの				
第 4 類	1 特殊引火物	引 火 性 液 体		50 L	ジエチルエーテル、二硫化炭素
	2 第 1 石油類		非水溶性液体	200 L	ガソリン、トルエン、ベンゼン、ヘキサン
			水溶性液体	400 L	アセトン、アセトニトリル
	3 アルコール類			400 L	メタノール、エタノール、プロパンノール
	4 第 2 石油類		非水溶性液体	1,000 L	灯油、軽油、キシリ
			水溶性液体	2,000 L	酢酸、ギ酸
	5 第 3 石油類		非水溶性液体	2,000 L	重油、クレゾール、アニリン
第			水溶性液体	4,000 L	グリセリン、酪酸
	6 第 4 石油類			6,000 L	ギヤー油、シリンドー油
	7 動植物油類			10,000 L	パーム油、菜種油、ヤシ油
第	1 有機過酸化物	自 応 性 物 質	第 1 種自己反応性物質	10 kg	アジ化ナトリウム
	2 硝酸エステル類				過酸化ベンゾイル

5 類	3 ニトロ化合物	己 反 応 性 物 質	第2種自己反 応性物質	100 kg	硝酸イソソルビド
	4 ニトロソ化合物				ニトロメタン
	5 アゾ化合物				硝酸ヒドラジン
	6 ジアゾ化合物				カルボヒドラジド
	7 ヒドラジンの誘導体				
	8 その他のもので政令で定めるもの				
	9 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの				
6 類	1 過塩素酸	酸 化 性 液 体		300 kg	過塩素酸
	2 過酸化水素				過酸化水素
	3 硝酸				硝酸(90%以上)
	4 その他のもので政令で定めるもの				
	5 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの				

#### 備 考

- 1 酸化性固体とは、固体（液体（1気圧において、温度20度で液状であるもの又は温度20度を超える40度以下の間ににおいて液状となるものをいう。以下同じ。）又は気体（1気圧において、温度20度で気体状であるものをいう。以下同じ。）であつて、酸化力の潜在的な危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は衝撃に対する敏感性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。
- 2 可燃性固体とは、固体であつて、火炎による着火の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は引火の危険性を判断するための政令で定める試験において引火性を示すものであることをいう。
- 3 鉄粉とは、鉄の粉をいい、粒度等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- 4 硫化りん、赤りん、硫黄及び鉄粉は、備考第2号に規定する性状を示すものとみなす。
- 5 金属粉とは、アルカリ金属、アルカリ土類金属、鉄及びマグネシウム以外の金属の粉をいい、粒度等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- 6 マグネシウム及び第2類の項第8号の物品のうちマグネシウムを含有するものにあつては、形状等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- 7 引火性固体とは、固形アルコールその他1気圧において引火点が40度未満のものをいう。
- 8 自然発火性物質及び禁水性物質とは、固体又は液体であつて、空気中での発火の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は水と接触して発火し、若しくは可燃性ガスを発生する危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。
- 9 カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんは、前号に規定する性状を示すものとみなす。
- 10 引火性液体とは、液体（第3石油類、第四石油類及び動植物油類にあつては、1気圧において、温度20度で液状であるものに限る。）であつて、引火の危険性を判断するための政令で定める試験において引火性を示すものであることをいう。
- 11 特殊引火物とは、ジエチルエーテル、二硫化炭素その他1気圧において、発火点が100度以下のもの

又は引火点が零下20度以下で沸点が40度以下のものをいう。

- 12 第1石油類とは、アセトン、ガソリンその他1気圧において引火点が21度未満のものをいう。
- 13 アルコール類とは、1分子を構成する炭素の原子の数が1個から3個までの飽和1価アルコール（変性アルコールを含む。）をいい、組成等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- 14 第2石油類とは、灯油、軽油その他1気圧において引火点が21度以上70度未満のものをいい、塗料類その他の物品であつて、組成等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- 15 第3石油類とは、重油、クレオソート油その他1気圧において引火点が70度以上200度未満のものをいい、塗料類その他の物品であつて、組成を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- 16 第4石油類とは、ギヤー油、シリンドラー油その他1気圧において引火点が200度以上250度未満のものをいい、塗料類その他の物品であつて、組成を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- 17 動植物油類とは、動物の脂肉等又は植物の種子若しくは果肉から抽出したものであつて、1気圧において引火点が250度未満のものをいい、総務省令で定めるところにより貯蔵保管されているものを除く。
- 18 自己反応性物質とは、固体又は液体であつて、爆発の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は加熱分解の激しさを判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。
- 19 第5類の項第11号の物品にあつては、有機過酸化物を含有するもののうち不活性の固体を含有するもので、総務省令で定めるものを除く。
- 20 酸化性液体とは、液体であつて、酸化力の潜在的な危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。
- 21 この表の性質欄に掲げる性状の2以上を有する物品の属する品名は、総務省令で定める。

#### 指定可燃物

品 名	数 量	
綿花類	200 kg	
木毛及びかんなくず	400 kg	
ぼろ及び紙くず	1,000 kg	
糸類	1,000 kg	
わら類	1,000 kg	
可燃性固体類	3,000 kg	
石炭・木炭類	10,000 kg	
可燃性液体類	2 m <sup>3</sup>	
木材加工品及び木くず	10 m <sup>3</sup>	
合成樹脂類	発泡させたもの	20 m <sup>3</sup>
	その他のもの	3,000 kg

## 4 水質汚濁防止法（抜粋）

### （目的）

**第1条** この法律は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁（水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下

同じ。) の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関する人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この法律において「公共用海域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号及び第4号に規定する公共下水道及び流域下水道であつて、同条第6号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）をいう。

2 この法律において「特定施設」とは、次の各号のいずれかの要件を備える汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めるものをいう。

- (1) カドミウムその他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定める物質（以下「有害物質」という。）を含むこと。
- (2) 化学的酸素要求量その他の水の汚染状態（熱によるものを含み、前号に規定する物質によるものを除く。）を示す項目として政令で定める項目に関し、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のものであること。

(排水基準)

**第3条** 排水基準は、排出水の汚染状態（熱によるものを含む。以下同じ。）について、環境省令で定める。

2 前項の排水基準は、有害物質による汚染状態にあっては、排出水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあっては、前条第2項第2号に規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。

## 5 水質汚濁防止法施行規則（抜粋）

(科学技術に関する研究等を行う事業場)

**第1条の2** 令別表第1第71号の2の環境省令で定める事業場は、次に掲げる事業場とする。

4 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校、職員訓練施設又は職業訓練施設

## 6 排水基準を定める省令（抜粋）

(排水基準)

**第1条** 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下「法」という。）第3条第1項の排水基準は、同条第2項の有害物質（以下「有害物質」という。）による排出水の汚染状態については、別表第1の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとし、その他の排出水の汚染状態については、別表第2の上欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

別表第1

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	1Lにつきカドミウム0.1mg
シアノ化合物	1Lにつきシアノ1mg
有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。）	1Lにつき1mg
鉛及びその化合物	1Lにつき鉛0.1mg
六価クロム化合物	1Lにつき六価クロム0.5mg
砒素及びその化合物	1Lにつき砒素0.1mg
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1Lにつき水銀0.005mg
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	1Lにつき0.003mg
トリクロロエチレン	1Lにつき0.3mg
テトラクロロエチレン	1Lにつき0.1mg
ジクロロメタン	1Lにつき0.2mg
四塩化炭素	1Lにつき0.02mg
1・2-ジクロロエタン	1Lにつき0.04mg
1・1-ジクロロエチレン	1Lにつき0.2mg
シスー1・2-ジクロロエチレン	1Lにつき0.4mg
1・1・1-トリクロロエタン	1Lにつき3mg
1・1・2-トリクロロエタン	1Lにつき0.06mg
1・3-ジクロロプロペーン	1Lにつき0.02mg
チウラム	1Lにつき0.06mg
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1Lにつき ほう素10mg 海域に排出されるもの1Lにつき ほう素230mg
ふつ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの1Lにつき ふつ素8mg 海域に排出されるもの1Lにつきふつ素15mg
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	1Lにつきアンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100mg

## 備 考

- 1 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

別表第2

項目	許容限度
水素イオン濃度（水素指数）	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8以上8.6以下

	海域に排出されるもの 5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量	160（日間平均120）mg/L
化学的酸素要求量	160（日間平均120）mg/L
浮遊物質量	200（日間平均150）mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	5 mg/L
溶解性鉄含有量	10mg/L
溶解性マンガン含有量	10mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均3,000個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量	120（日間平均60）mg/L
燐含有量	16（日間平均8）mg/L

#### 備考

- 1 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- 2 この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。
- 3 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共に存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。
- 4 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。
- 5 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限つて適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限つて適用する。
- 6 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限つて適用する。
- 7 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限つて適用する。

## 7 通達・通知

### ○ 理科薬品等の取扱いについて

平成28年10月14日 教高第1237号  
各教育局長、道立学校長あて 学校教育局高校  
教育課長、学校教育局特別支援教育課長通知

このことについては、関係法令や「理科薬品等の取扱いに関する手引き（三訂版新版）（平成26年3月28日一部改正）」等に基づき、適正な取扱い及び保管・管理に万全を期すようお願いしてきたところですが、先日、道立高等学校において、授業の予備実験で使用した理科薬品の廃棄処理が不適切であったことから、化学生物教室の床及び教壇の一部を損傷したほか、プロジェクター及び顕微鏡を焼失する火災事故が発生しました。この火災事故により、生徒や保護者等の不安を招くとともに、道民の財産に損害を与えたことは誠に遺憾なことです。

については、今後、二度とこのような事故を引き起こすことのないよう、薬品の保管・管理の定期的な点検、確認はもとより、理科薬品使用後の廃液処理及び廃棄が適正に行われるよう職員に対し指導の徹底を図ってください。

---

### ○ 「道立学校における学校教材用毒物・劇物の保管管理について」及び「道立学校における理科薬品等の管理について」の一部改正について

平成26年3月28日 教高第2156号  
各教育局長、道立学校長あて 学校教育局高校  
教育課長、学校教育局特別支援教育課長通知

「道立学校における学校教材用毒物・劇物の保管管理について」（平成10年10月29日付け教高第1110号高校教育課長、小中・特殊教育課長通知）及び「道立学校における理科薬品等の管理について」（平成24年2月7日付け教高第1808号当職通知）の一部を次のとおり改正したので通知します。

記

#### ○ 改正内容

- 1 「道立学校における学校教材用毒物・劇物の保管管理について」（平成10年10月29日付け教高第1110号高校教育課長、小中・特殊教育課長通知）
  - (1) 通知本文中「管理換や廃棄等」を「廃棄」に改める。
  - (2) 第2項中「教育局において次のように処理すること」を「教育局において各道立学校の使用見込量、廃棄希望量等の精査を行い、不用毒物・劇物がある場合は、保健所と協議の上、その性質に応じて適切に廃棄処理すること」に改める。

- (3) 第2項第1号及び第2号を削除する。
- (4) 別紙「道立学校における不用毒物・劇物の処分に係る事務処理手順」の第2次処分「②学校間の管理換等数量調整」、「活用する毒物・劇物」、「③管理換等」を削除する。
- (5) 「④該当薬品の不用・廃棄決定」、「⑤廃棄処理委託契約」、「⑥薬品の回収日等の連絡」、「⑦該当薬品の回収・廃棄」、「⑧該当薬品の廃棄処理」、「⑨委託業務完了報告」、「⑩廃棄処理完了報告」、「⑪処分の状況を報告」を「②該当薬品の不用・廃棄決定」、「③廃棄処理委託契約」、「④薬品の回収日等の連絡」、「⑤該当薬品の回収・廃棄」、「⑥該当薬品の廃棄処理」、「⑦委託業務完了報告」、「⑧廃棄処理完了報告」、「⑨処分の状況を報告」に改める。
- 2 「道立学校における理科薬品等の管理について」（平成24年2月7日付け教高第1808号高校教育課長、特別支援教育課長通知）  
第3項中「管理換や廃棄等」を「廃棄」に改める。

1 「道立学校における学校教材用毒物・劇物の保管管理について」（平成10年10月29日付け教高第1110号高校教育課長、小中特殊教育課長通知）新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>本文　学校教材用毒物・劇物の適正な保管管理等については、平成10年8月3日付け教高第1062号及び平成10年10月29日付け教高第3056号で生涯学習部長より通知されているところですが、ヒ素化合物、シアン化合物等危険性が極めて高い毒物が使用されないまま保管されている実態や、毒物・劇物を必要量以上に購入し、遊休化させている実態等が一部に見られることから、各道立学校長に対し、保管量・保管期間を必要最小限に止めるとともに、不用となった場合には速やかに<u>廃棄</u>の措置をとるよう指導願います。</p> <p>また、現在、道立学校において保有され、今後使用予定のない毒物・劇物については、次により取り扱うこととしますので、適切に対処願います。</p>	<p>本文　学校教材用毒物・劇物の適正な保管管理等については、平成10年8月3日付け教高第1062号及び平成10年10月29日付け教高第3056号で生涯学習部長より通知されているところですが、ヒ素化合物、シアン化合物等危険性が極めて高い毒物が使用されないまま保管されている実態や、毒物・劇物を必要量以上に購入し、遊休化させている実態等が一部に見られることから、各道立学校長に対し、保管量・保管期間を必要最小限に止めるとともに、不用となった場合には速やかに<u>管理換や廃棄</u>等の措置をとるよう指導願います。</p> <p>また、現在、道立学校において保有され、今後使用予定のない毒物・劇物については、次により取り扱うこととしますので、適切に対処願います。</p>
<p>1 (現行どおり)</p> <p>2 上記以外の毒物・劇物については、学校により今後の使用見込が異なる状況にあることから、教育局において<u>各道立学校の使用見込量、廃棄希望量等の精査を行い、不用毒物・劇物がある場合は、保健所と協議の上、その</u></p>	<p>1 (略)</p> <p>2 上記以外の毒物・劇物については、学校により今後の使用見込が異なる状況にあることから、教育局において<u>次のように処理すること</u>（第2次処分）。</p> <p>(1) 各道立学校の使用見込量、廃棄希望量等</p>

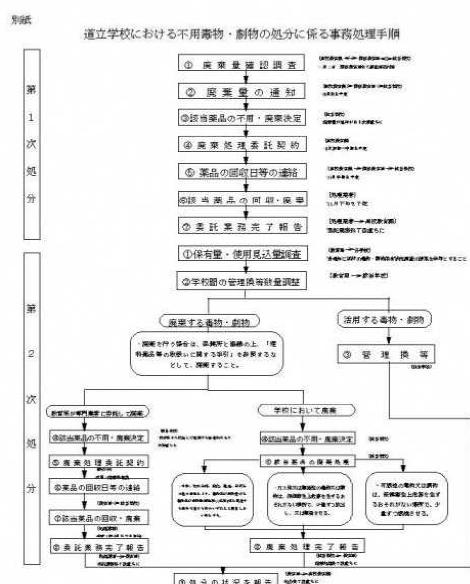
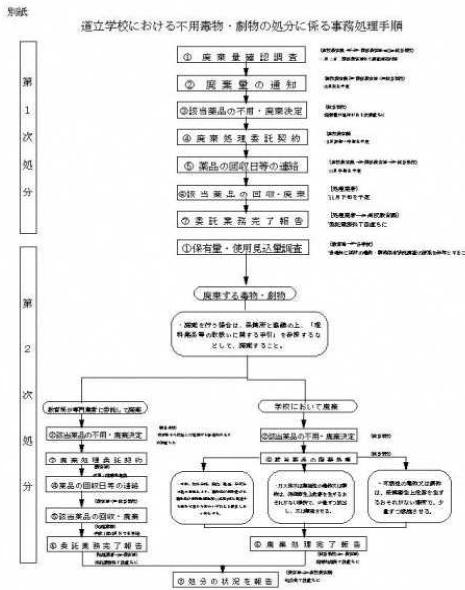
性質に応じて適切に廃棄処理すること（第2次処分）。

の精査を行い、活用できる学校がある場合は学校間で必要量を管理換するなど有効活用を図ること。

(2) (1) の処理を行った後、なお不用毒物・劇物がある場合は、保健所と協議の上、その性質に応じて適切に廃棄処理すること。

### 3 (現行どおり)

### 3 (略)



### 2 「道立学校における理科薬品等の管理について」(平成24年2月7日付け教高第1808号当職通知) 新旧対照表

改 正 後	現 行
1～2 (現行どおり)	1～2 (略)
3 毒物・劇物等「危険な薬品」は、1年に1回、その使用状況や今後の使用見込みを確認	3 毒物・劇物等「危険な薬品」は、1年に1回、その使用状況や今後の使用見込みを確認

すること。なお、購入後一度も使用されていない危険な薬品や長期間使用されていない危険な薬品について、今後使用見込みがないものについては速やかに廃棄の措置を講ずることとし、その際失念防止の観点から、今後の使用見込み、廃棄の予定を「薬品受払簿」に記載することが望ましいこと。

すること。なお、購入後 一度も使用されていない危険な薬品や長期間使用されていない危険な薬品について、今後使用見込みがないものについては速やかに管理換や廃棄等の措置を講ずることとし、その際失念防止の観点から、今後の使用見込み、管理換や廃棄等の予定を「薬品受払簿」に記載することが望ましいこと。

## ○ 理科薬品及びその他危険物等の適正な管理について

平成24年7月9日 教高第544号  
各教育局長あて 学校教育局高校教育課長、  
学校教育局特別支援教育課長通知

理科薬品等の適正な保管・管理については、平成24年6月27日付け教高第485号学校教育局長通知により、今後の取扱いについて定めるとともに、各道立学校への指導をお願いしているところですが、あわせて各学校の理科薬品等の保管・管理状況を確認するため、定期的に実地点検を行うこととした。

つきましては、次に留意し、各道立学校の状況を点検の上、報告願います。

なお、本年4月に発生した薬品盗難事故では、窃取した薬品で黒色火薬を製造していたことから、原料の一部である「硝酸カリウム」については、鍵のかかるロッカー等で保管するなど、厳重に管理するよう指導願います。(ただし、毒・劇物と混在して保管することは、国からの通知で禁止されていますので、毒・劇物とは明確に区分の上、収納することが必要です。)

また、学校における、調理器具、職業学科での実習器具や部活動で使用する用具など、盗難に遭い学校外に持ち出されると危険となるものについても、実地点検の際などに適正な保管・管理について指導願います。

記

- 1 点検対象校
- 2 点検方法
- 3 点検回数及び時期
- 4 点検結果報告
- 5 その他

省 略

## ○ 理科薬品等の適正な保管・管理の徹底について

平成24年6月27日 教高第485号  
各教育局長あて 学校教育局長通知

本年4月に道立学校において理科薬品等の盗難事故が発生したことから、平成24年4月27日付け教高第150号通知により、理科薬品等を保有するすべての道立学校で理科薬品等の管理状況について実地調査を行ったところですが、高等学校・特別支援学校ともに、日常の管理や点検・確認において不適切な事例や、設備や備品について改善が必要と判断される事例が見られたところです。

については、今後、次のとおり取り扱うこととしたので、理科薬品等の適正な保管・管理の徹底が図られるよう各道立学校に対し指導願います。

なお、市町村教育委員会に対し、道立学校の取扱いを参考の上、理科薬品等の適正な保管・管理に万全を期するよう指導してください。

記

### 1 日常の点検・確認

- (1) 「理科薬品等の取扱いに関する手引(三訂版)」(平成23年10月北海道教育委員会)に従い、例月等の点検、確認に当たっては、保管するすべての薬品について実測し、点検・確認を確実に実施すること。
- (2) 点検、確認の際は複数の教員で行い、一人が点検し、もう一人が確認するなどダブルチェックを行うこと。
- (3) 退勤時には、薬品管理責任者等が薬品の保管状況や薬品庫等の施錠状況を確認すること。
- (4) 薬品庫のある準備室が無人となる時は施錠をすること。また、生徒だけによる準備室の使用は禁ずること。

### 2 薬品管理責任者

薬品の管理責任者については、理科、農業、工業等の教科(学科)主任又は薬品を主に扱う教科の担当教諭の中から選任すること。

### 3 鍵の管理

薬品庫及び毒・劇物保管ロッカーの鍵については、一つは事務室等の金庫に保管し、残りは校長、その他管理職1名及び薬品管理責任者等の計3名程度が保有し、それぞれが責任をもって厳重に管理すること。(薬品庫の鍵とマスターキーが同一の学校の場合は、マスターキーの保有者数についても見直しを行うこと。)

### 4 薬品購入の事前承認

今後、すべての毒物及び一部の劇物(別添一覧表のとおり)については、購入前に教育局経由で、高等学校分については高校教育課、特別支援学校分については特別支援教育課あて事前協議書(別紙様式)を提出すること。

なお、その他の薬品の購入に当たっても、薬品の使用計画を立て、必要最小限の量の購入とすること。

### 5 不用薬品の廃棄

不用薬品の有無については毎年点検を行い、不用薬品がある場合は、廃棄の徹底を図ること。

## 6 その他

上記以外の事項については、「理科薬品等の取扱いに関する手引(三訂版)」や関係法令等を遵守し、適正な理科薬品等の管理及び保管環境の維持を図ること。

### 別添

購入について協議の必要な薬品一覧

次に該当する薬品を協議を要する薬品とする。

ア 毒物に属する薬品

すべての薬品

イ 効物に属する薬品

学校にあり得る危険な薬品（理科薬品等の取扱いに関する手引(三訂版)第1-3)のうち、急性毒性、腐食性、爆発性、環境有害性があることから、保管方法に留意（密閉、遮光密閉、可燃物との混合禁、灯油中に保存、冷暗所に貯蔵、衝撃禁としているなど）する必要があり、実験等での使用頻度が低い次の表に掲げる薬品

番号	品名	性質・作用等
1	塩化水銀(I)	急性毒性、腐食性・電極・遮光密閉
2	塩素酸カリウム	爆発性、酸化性・花火、火薬原料・可燃物との混合禁
3	塩素酸ナトリウム	酸化性、環境有害性・花火、火薬原料・可燃物との混合禁
4	カリウム	急性毒性、発火性、禁水性・灯油中に保存
5	クロロホルム	腐食性、全身毒性、呼吸麻痺・溶媒・冷暗所に貯蔵
6	臭化水素酸	腐食性、皮膚感作性・プロモ化合物の製造・密閉
7	ピクリン酸	爆発性、全身毒性・染料・衝撃禁
8	臭素	腐食性、全身毒性、密閉

### 別紙様式

文書番号  
平成 年月日

### 理科薬品等購入事前協議書

高校教育課長様

(○○教育局長 経由)

北海道○○学校長

○ ○ ○ ○

### 記

番号	理科薬品等名		数量		備考
	品名	分類	数量(単位)	本数	
1					

2					
3					
使用教科（科目）					
使用目的	演示実験 予備実験 生徒実験 その他（ ）				
薬品使用予定日	平成 年 月 日				

注1 事前協議書は、各教育局の実情に応じて、物品購入決定に支障がない期日までに提出すること。

2 「使用目的」欄は、該当する実験の内容に○印を付け、当該薬品を使用する実験内容などを具体的に記入すること。

---

## ○ 理科薬品等の適正な管理について

〔平成24年4月27日 教高第150号  
各教育局長あて 学校教育局通知〕

学校における理科薬品等の保管管理については、かねてから十分注意を尽くすよう求めておりますが、道立高等学校において理科薬品等の盗難事案が発生しました。

つきましては、各道立学校の状況を確認の上、次により報告願います。

なお、各道立学校長及び各市町村教育委員会教育長あて別添写しのとおり通知しておりますので、留意願います。

記

- 1 調査方法
- 2 調査対象
- 3 報告期日
- 4 報告書類
- 5 報告先

省 略

別添

## 理科薬品等の適正な管理について

〔平成24年4月27日 教高第150号  
各道立学校長あて 学校教育局長通知〕

理科薬品等の保管管理については、かねてから十分注意を尽くすよう求めておりますが、道立高等学校において理科薬品等の盗難事案が発生しました。

つきましては、改めて次の事項に留意し適正な管理の徹底を図って下さい。

なお、緊急に、理科薬品等を有する全道立学校に対して、教育庁職員による実地の聞き取り調査を実施しますので、ご協力願います。

## 記

### 1 理科薬品等の取扱いについて

- (1) 全ての保管薬品について、現物と受払簿等との突合を行い、紛失等の有無について改めて臨時一斉点検を行うこと。
- (2) 理科薬品等の管理に当たっては、「毒物及び劇物取締法」（昭和25年12月28日法律第303号）及び「理科薬品等の取扱いに関する手引（三訂版）」（平成23年10月北海道教育委員会）を参考に適正に管理すること。
- (3) 今後、使用見込みのない薬品等については、全て集約し、廃棄等の対象とするので、「不用理科薬品等一覧」を作成すること。
- (4) (1)の点検結果については、教育庁職員による実地調査の際に聞き取りを行うこととし、(3)の「不用理科薬品等一覧」については、教育庁職員による実地調査の際に提出を求めるものであること。

別添様式省略

別添

### 理科薬品等の適正な管理について

平成24年4月27日 教高第150号  
各市町村教育委員会教育長あて 学校教育局  
長通知

学校における理科薬品等の保管管理については、かねてから十分注意を尽くすよう求めておりますが、道立高等学校において理科薬品等の盜難事案が発生しました。

つきましては、別添写しのとおり各教育局長及び各道立学校長あて通知しておりますので、参考の上、貴所管施設における理科薬品等の適正な管理の徹底を図るようお願いします。

### ○ 道立学校における理科薬品等の管理について

平成24年2月7日 教高第1808号  
各教育局長、各道立学校長あて 学校教育局  
高校教育課長、学校教育局特別支援教育課長  
通知

最終改正 平成26年3月28日 教高第2156号

学校における理科薬品等の保管管理については、かねてから十分留意するよう注意喚起しているところですが、平成23年度の北海道監査において、本来、「その他の一般薬品」と別の保管庫に保管しなければならない「劇物」を同一の保管庫に保管している事例があり指導を受けたところです。

については、道立学校にあっては「理科薬品等の取扱いに関する手引（三訂版）」を参考にするとともに、特に次のポイントに留意し自校における理科薬品等の管理が適正に行われているか今一度確認願います。

なお、教育局にあっては管内道立学校の財務事務隨時指導等の際に理科薬品等の管理について確認願います。

### 記

#### 【確認のポイント】

- 1 毒物及び劇物の保管庫は、施錠の出来る金属製ロッカー等を専用保管庫とし、毒物及び劇物とその他の一般薬品は、それぞれ別に保管すること。
  - 2 消防法で指定された危険物第3類のうち黄リンなど「自然発火性物質」は水中に、また、ナトリウムやカリウムなど「禁水性物質」は灯油などの保護液中に保存すること。
  - 3 毒物・劇物等「危険な薬品」は、1年に1回、その使用状況や今後の使用見込みを確認すること。なお、購入後一度も使用されていない危険な薬品や長期間使用されていない危険な薬品について、今後使用見込みがないものについては速やかに廃棄の措置を講ずることとし、その際失念防止の観点から、今後の使用見込み、廃棄の予定を「薬品受払簿」に記載することが望ましいこと。
- 

#### ○ 理科薬品等の適正な管理について

平成23年10月14日 教義第1029号  
各教育局長あて 学校教育局長通知

学校における理科薬品等の保管管理については、かねてから十分注意を尽くすよう求めておりますが、去る10月9日から10日の間に道内中学校で理科薬品の盗難事故が発生しました。

については、改めて次の事項に留意し適正な管理が図られるよう、貴管内の道立学校及び市町村教育委員会に対し指導願います。

### 記

#### 1 毒物及び劇物の盗難・紛失防止について

- (1) 毒物・劇物と他のものとを区分して保管しているかなど保管状態を確認すること。
- (2) 施錠等保管設備を点検確認すること。
- (3) 在庫量の定期的な点検並びに使用量の把握及びその記録を徹底すること。

#### 2 理科薬品等の管理について

理科薬品等の管理に当たっては、「毒物及び劇物取締法」(昭和25年12月28日法律第303号)及び「理科薬品等の取扱いに関する手引(二訂版)」(平成10年3月北海道教育委員会)を参考に適正に管理すること。

※「理科薬品等の取扱いに関する手引(二訂版)」

北海道立教育研究所附属理科教育センターのホームページに掲載

[http://exp.ricen.hokkaido-c.ed.jp/tobira/htdocs/?page\\_id=421](http://exp.ricen.hokkaido-c.ed.jp/tobira/htdocs/?page_id=421)

#### 3 その他

今回の事案については、理科薬品を鍵のかかるロッカーに保管していたにもかかわらず盗難に遭っていることから、このようなケースも想定した保管管理についても配慮いただきたいこと。

---

## ○ 道立学校における理化学薬品の管理について

平成22年12月7日 教高第1251号  
各教育局長あて 学校教育局高校教育課長、  
学校教育局特別支援教育課長通知

学校における理化学薬品の保管管理については、かねてから十分注意をつくすよう求めてきておりますが、平成22年度の北海道監査委員による随時監査において、理化学薬品の使用数量の受払簿への記入漏れや記載誤りなどが、点検が不十分なために長期にわたり是正されていなかったことについて指摘されたことから、「理科薬品等の取扱いに関する手引」（二訂版）（平成10年3月発行）に基づき適正な管理を行うよう管内の道立学校に周知願います。

### 記

#### 1 薬品の受払簿について

(1) 管理責任者（「理科薬品等の取扱いに関する手引」（二訂版）のP30の「取扱責任者」と同じ）は、理化学薬品の保管管理、薬品等の受払を明確にし、使用月日、使用量、残量等を記載し、常に現在量を把握できるようにすること。

特に、毒劇物にあっては、毒劇物等の使用払出しについて「毒劇物関係受払簿」に記載し、直接処理をする担当教諭又は実習助手の押印を受け、校長の検印を受けること。

(2) 管理責任者は、毒劇物等薬品にあっては、少なくとも月を単位に、一般薬品は、月又は学期ごとに、薬品を実測し現在量と受払簿の数量に不符合がないかどうかを点検、確認のうえ、「薬品受払及び保管管理点検確認票」により物品管理主任及び物品供用員及び校長の検印を受けること。  
なお、目減り等により受入払出差引数量と不符合となった場合は、受払簿に在庫調整等として整理すること。

#### 2 理化学薬品の保管について

危険薬品の保管について、危険薬品の第1類（酸化性固体）、第3類（自然発火性物質及び禁水性物質）、第6類（酸化性液体）は、それぞれが、それ以外の薬品と並べるのを避けたい薬品であり、また、第1類（酸化性固体）と第2類（可燃性固体）は並べてはいけない薬品であることから、混載して並べることを避け、それぞれ別の薬品貯蔵箱などに入れ保管すること。

※「理科薬品等の取扱いに関する手引」（二訂版）のP3～4「1取扱いの規制」、P12～13「4危険薬品の管理」及びP15「1保管上の注意事項」を参照のこと。

## ○ 理科薬品等の適正な管理について

平成21年7月3日 教高第483号  
各教育局長あて 学校教育局長通知

このことについて、かねてからその取扱いに万全を期するようお願いをしてきたところですが、平成21年4月30日付け教高第168号通知「理化学薬品等の適正な管理について」における調査の結果、爆発物の原料等となり得る薬品が多くの学校において保管されていることが報告されました。

つきましては、下記を参考に適正な管理が図られるよう、改めて貴管内の道立学校及び市町村教

育委員会に対し指導願います。

なお、学校における理科実験等に不要なピクリン酸、ヘキサミン、シアノ化合物及び各学校で不要と判断される薬品は、毒物及び劇物取締法及び同法施行令に基づき、速やかに廃棄するなど適切に対応するよう併せて指導願います。

#### 記

「理科薬品等の取扱いに関する手引（二訂版）」（平成10年3月北海道教育委員会作成）

<http://www.ricen.hokkaido-c.ed.jp/441yakuhinn/index.html>

---

## ○ 理化学薬品等の適正な管理について

〔平成21年4月30日 教高第168号  
各教育局長あて 学校教育局長通知〕

のことについて、かねてから理科学薬品等の取扱いについて万全を期するようお願いをしてきたところですが、今年2月、男子高校生が爆発物の原料（化学薬品等）を調達、爆発物の製造直前で発覚し、逮捕される事件が発生しております。

つきましては、爆発物の原料等となり得る化学薬品等の有無を把握したいので、次により調査のうえ報告願います。

また、理科学薬品等の保管にあたっては、「学校教材用毒物・劇物の適正な保管管理の徹底について」（平成10年8月3日付け教高第1062号生涯学習部長通知）に基づき、理化学薬品の受払いを厳正に行うとともに、現品と受払簿の数量に不符号がないかどうかを確認の上、特に毒劇物にあっては少なくとも月を単位に、一般理化学薬品にあっては月又は学期ごとに確認を行うとともに、保管する薬品庫は施錠を厳重に行い、盗難紛失防止等に万全を期するよう、貴管内の道立学校及び市町村教育委員会に対し指導願います。

#### 記

- 1 調査について
  - 2 提出様式
  - 3 提出先及び提出期日
- 省略
- 

## ○ 理科薬品等の適正な管理について

〔平成20年11月28日 教義第1083号  
各教育局長あて 学校教育局義務教育課長通知〕

のことについて、かねてからその取扱いに万全を期するようお願いをしてきたところですが、平成20年10月27日付け事務連絡「理科薬品等における保管状況の調査について」により、猛毒性及び麻酔性薬品の保管状況について各教育局を通じて調査した結果、これらの薬品が一部の学校において保

管されていることが報告されました。

つきましては、下記を参考に適正な管理が図られるよう、改めて貴管内の各市町村教育委員会に対し指導願います。

また、今回の調査による猛毒性及び麻醉性薬品や毒物・劇物等その他の理科薬品について、長期間保管しているが今後も使用の見込がないものは、毒物及び劇物取締法及び同法施行令に基づき、速やかに廃棄するなど適切に対応するよう併せて指導願います。

#### 記

- 1 「理科薬品等の取扱いに関する手引き（二訂版）  
(平成10年3月北海道教育委員会作成)
  - 2 北海道立理科センター web ページ <http://www.ricen.hokkaido-c.ed.jp/441yakuhinn/index.html>
- 

### ○ 教育機関における毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について

平成20年4月10日 教学健第62号  
各教育局長あて 学校教育局学校安全・健康課長通知

このことについて、別添写しのとおり、文部科学省から事務連絡がありました。

については、各学校において、毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底が図られるよう、貴管内の道立学校及び市町村教育委員会に対し指導願います。

別添

#### 教育機関における毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について

平成20年4月2日 事務連絡

附属学校を置く国立大学法人学校事務主管課、  
各国公私立大学（附属学校を置く国立大学法人  
を除く）事務局、各国公私立高等専門学校事務  
局、各都道府県私立学校主管課、各都道府県・  
指定都市教育委員会指導事務主管課、各都道府  
県・指定都市教育委員会学校保健主管課あて  
文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課、初  
等中等教育局教育課程課、高等教育局高等教育  
企画課、スポーツ・青少年局学校健康教育課通  
知

標記の件につき、平成20年2月21日付け薬食化発第0221002号で厚生労働省医薬食品局審査管理課  
化学物質安全対策室より、毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について、各都道府県等に対し別  
添のとおり、通知した旨の連絡がありました。

については、当該通知の趣旨をご理解いただき、学校薬剤師、各学校において毒物劇物管理を任せら  
れている者等の指導の下、適正な保管管理等に配慮していただきますようお願いいたします。

別添

## 学校教育機関における毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について

平成20年2月21日 薬食化発第0221002号  
文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長あて  
厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室長  
通知

標記の件につき、平成18年度における毒物又は劇物の盗難・紛失事件22件の内、約27%の6件が大学等の教育機関で発生しています。また、平成19年度には小学校において児童が管理不十分な消毒液を誤って使用した事例が報告されています。

毒物及び劇物については、適正な保管管理等を徹底する必要があることから、各都道府県等に対し別添通知により、教育機関に対する指導について通知致しました。

については、当該通知の趣旨にご理解頂き、ご協力くださるようお願いいたします。

別添

## 教育機関における毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について

平成20年2月21日 薬食化発第0221001号  
各都道府県衛生主管部（局）長あて  
厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室長  
通知

標記については、昭和52年3月26日付薬発313号「毒物及び劇物の保管管理について」、平成10年7月28日付医薬発第693号「毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について」、平成11年1月13日付医薬発第34号「毒劇物及び向精神薬等の医薬品の適正な保管管理及び販売等の徹底について」等により貴管下関係業者への指導方をお願いしているところである。

しかしながら、平成18年度において毒物又は劇物の盗難・紛失事件22件のうち、6件（約27%）が大学等の教育機関で発生している。また、平成19年度には小学校において児童が管理不十分な消毒液を誤って使用した事例が報告されている。

については、平成20年5月末までを目処に、貴管下の監督指導が必要と考える学校教育機関に対して、毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について平成11年8月27日医薬発第1036号「毒物劇物監視指導指針の制定について」を活用しつつ、以下の点をご考慮頂き指導願いたい。

なお、当該通知の発出にあたり、文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課長に協力を依頼した事を申し添える。

記

### 盜難・紛失防止対策

①法第11条第1項に基づき、毒物劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒物劇物専用のものとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設とともに、敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講じていること。

②貯蔵、陳列等されている毒物劇物の在庫量の定期点検及び毒物劇物の種類等に応じての使用量の把握を行うこと。

---

## ○ 理科薬品等の適正な保管管理の徹底について

平成16年5月6日 教高第1016号  
各教育局長あて 生涯学習部高校教育課長、生涯学習部小中・特殊教育課長通知

このことについては、かねてからその取扱いに十分な注意を尽くすようお願いしてきたところですが、先日、道立高等学校において、特別教室内の冷蔵庫に有機溶剤を保管していたため、その気化ガスに冷蔵庫サーモスタット作動時の電気火花が引火したことが原因と思われる火災事故が発生しました。

については、理科薬品等の取扱いに当たっては、関係法令や「理科薬品等の取扱いに関する手引（二訂版）（平成10年3月北海道教育委員会作成）」等に基づき、適正な保管管理に万全を期すとともに、特に次の事項に留意するよう、管内の道立学校に指導願います。

### 記

- 1 理科薬品等の保管管理に当たっては、転倒防止や盗難防止の観点から、薬品庫への保管を徹底すること。
  - 2 特に、ジエチルエーテル等の有機溶剤については、揮発して引火するおそれがあることから、必ず密栓するとともに、冷蔵庫等の密閉された場所には保管しないこと。
- 

## ○ 学校における毒物及び劇物の適正な管理について

平成10年11月11日 教高第1120号  
各教育局長あて 生涯学習部高校教育課長、生涯学習部小中・特殊教育課長通知

学校における毒物及び劇物の適正な管理等については、平成10年8月3日付け教高第1062号等で通知されているところですが、文部省からも別紙1及び別紙2のとおり保管管理の徹底等について通知があったので、管内の道立学校及び市町村教育委員会に周知してください。

また、アジ化ナトリウムについて、毒物・劇物に準じて次のとおり取り扱うよう通知があるので、あわせて周知願います。

### 記

1. 学校における毒物・劇物の適正な管理等に係る最近の通知
  - (1) 道立学校、市町村教育委員会あて
    - ・平成10年8月3日付け教高第1062号生涯学習部長通知  
「学校教材用毒物・劇物の適正な保管管理の徹底について」
    - ・平成10年10月29日付け教高第3056号生涯学習部長通知  
「毒物・劇物にかかる児童生徒への指導及び適正な使用・管理について」

(2) 道立学校あて

- 平成10年10月29日付け教高第1110号高校教育課長通知  
「道立学校における学校教材用毒物・劇物の保管管理について」

2. アジ化ナトリウムの取扱いについて

- アジ化ナトリウム及びこれを含有する製剤を保管する場所は、鍵のかかる場所とし、関係者以外の者が触れることができないよう配慮すること。
- 保管に当たっては、在庫量の定期的な点検を行い、使用量の把握を行うこと。
- アジ化ナトリウムが飛散し、又は盗難に遭い、若しくは紛失したときは、直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出ること。
- 譲渡にあたっては、当該化学物質が毒性を有しております、毒劇物と同様の管理が必要であることを伝達すること。

別紙1

学校における毒物及び劇物の適正な管理について

平成10年8月11日 10初高第25号  
各都道府県教育委員会指導事務主管課長あて  
文部省初等中等教育局高等学校課長通知

学校における毒物及び劇物の適正な管理については、従来より、御配慮いただいているところですが、今般行われた総務庁行政監察局の「国立高等専門学校の運営に関する地方監察」において、一部の学校で管理状況が不適切であるとする調査結果が出されたところです。

については、貴管下の各学校においても、毒物及び劇物の取扱いについて、盗難、地震・火災等の二次災害、他の薬品との誤用による事故などの防止のため、改めて保管・管理の徹底、管理体制の点検・強化等が図られるよう指導をお願いします。

なお、国立学校には、別紙のとおり通知しておりますので、参考のため添付します。

別添

毒物及び劇物の適正な管理について

平成10年7月31日 文会用第135号  
各国立大学長、各国立短期大学部学長、各  
国立高等専門学校長、各大学共同利用機関  
長あて 文部省高等教育局長、文部省学術  
国際局長、文部省大臣官房会計課長通知

このことについては、従来より、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）等に従い適正な取扱いに御努力いただいているところですが、今般行われた総務庁行政監察局の「国立高等専門学校の運営に関する地方監察」において、一部の学校で管理状況が不適切であるとする調査結果が出されたところです。

毒物及び劇物については、盗難による犯罪、地震・火災等による二次災害、また他の薬品と誤って使用されることによる事故などを招くことも懸念されるところです。

については、貴学及び貴機関におかれでは、毒物及び劇物に関し、下記の点に十分留意し、改めて保管・管理体制の徹底、管理体制の点検・強化等について関係教職員・学生へ周知徹底を図られ、その取扱いに遗漏のないよう一層の努力をお願いします。

## 記

### 1 専用保管庫の設置

毒物、劇物等の危険物の保管庫は、金属製ロッカー等により専用とし、一般の薬品とは別の保管とすること。

### 2 保管庫の施錠

盜難等防止のための施錠を行い、鍵の保管については物品供用官が責任をもって管理すること。

### 3 保管庫及び容器への表示

保管庫及び容器並びに被包には、外部から明確に識別できるよう「医薬用外」の文字及び毒物については赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示すること。

### 4 受払い記録の整備

使用簿等により、在庫量及び使用量を把握しておくとともに、定期に保管している毒物及び劇物の数量を使用簿等と照合して確認すること。

### 5 地震等の災害に対する対策

毒物、劇物等の保管庫を床等に固定したり、保管庫の棚から毒物、劇物等の容器が転落するのを防止するための枠を設ける等の措置を講じておくこと。

### 6 管理体制の充実

毒物、劇物等の取扱要領等の学内規程の整備、管理責任者の指定等を行うなど取扱方法及び責任の所在の明確化を図ること等により、その管理の適正を期するよう努めること。

### 7 廃棄処理

長期間保管されている毒物、劇物等で今後も使用の見込みがないものについては、速やかに廃棄することとし、廃棄に当たっては、毒物及び劇物取締法及び同法施行令において、廃棄等の基準を定めているところであるので、これにより行うこと。

## 別紙2

### 学校における毒物及び劇物の適正な管理について

平成10年10月23日 10初高第25の2号  
各都道府県教育委員会指導事務主管課長、各都道府県私立学校主管課長あて 文部省初等中等教育局高等学校課長依頼

学校における毒物及び劇物の適正な管理については、従来より、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）等に従い御配慮いただいているところであります。また、都道府県教育委員会については、本年8月11日付「学校における毒物及び劇物の適正な管理について（10初高第25号）」により、各学校においてその保管・管理体制の徹底等が図られるよう指導をお願いしたところであります。

最近、一部の大学において、毒物及び劇物等に起因すると考えられる事故が相次いで発生しております。その原因については明らかになっておりませんが、現下の社会状況の中、このような事故が発

生したことは誠に遺憾であり、あらためて、各学校における毒物及び劇物等の適正な保管・管理の徹底、管理体制の点検・強化等を図る必要があります。

については、毒物及び劇物に関し、改めて保管・管理の徹底、管理体制の点検・強化等が図られるよう貴管下の各学校及び市町村教育委員会に対し指導をお願いします。

また、アジ化ナトリウムについては、別添のとおり、今後毒物及び劇物取締法に基づく毒劇物に準じて取り扱うように厚生省医薬安全局長から通知がありましたので、その周知についてあわせてお願ひします。

#### 別添

#### アジ化ナトリウム及びこれを含有する製剤の取扱いについて

平成10年10月22日 医薬発第945号  
文部省 初等中等教育局長、高等教育局長、  
学術国際局長、大臣官房 会計課長あて 厚  
生省医薬安全局長通知

最近、アジ化ナトリウムを用いた犯罪が連続して発生し、国民に保健衛生上の危害をもたらすとともに、多大な不安をつのらせている。これまで、アジ化ナトリウムは高い毒性を有するものの、流通量が少ないと判断されたことから毒物及び劇物取締法に基づく毒劇物として指定を行っていなかったところであるが、これらの事件の発生を踏まえ、アジ化ナトリウムについて毒劇物として指定すべくそのための事務手続を行っているところである。

指定までには一定の期間が必要となるが、指定されるまでの間において、アジ化ナトリウムについては、下記のとおり毒劇物に準じて取り扱うことが適當である。また、アジ化ナトリウムを含有する製剤についても、その毒性を考慮して、必要な場合にはアジ化ナトリウム原体と同様に毒劇物に準じて取り扱うことが適當である。

については、本件趣旨をご理解の上、アジ化ナトリウム及びこれを含有する製剤を取り扱っている貴管下教育機関、研究機関に対し周知徹底を図られるよう、特段のご配慮をお願いしたい。

#### 記

1. アジ化ナトリウム及びこれを含有する製剤を保管する場所は、鍵のかかる場所とし、関係者以外の者が触れることができないよう配慮すること。
2. 保管にあたっては、在庫量の定期的な点検を行い、使用量の把握を行うこと。
3. アジ化ナトリウムが飛散し、又は盗難にあい、若しくは紛失したときは直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出ること。
4. 譲渡にあたっては、当該化学物質が毒性を有しており、毒劇物と同様の管理が必要であることを伝達すること。

## ○ 道立学校における学校教材用毒物・劇物の保管管理について

平成10年10月29日 教高第1110号  
各教育局長あて 生涯学習部高校教育課長、  
生涯学習部小中・特殊教育課長通知  
**最終改正 平成26年3月28日 教高第2156号**

学校教材用毒物・劇物の適正な保管管理等については、平成10年8月3日付け教高第1062号及び平成10年10月29日付け教高第3056号で生涯学習部長より通知されているところですが、ヒ素化合物、シアン化合物等危険性が極めて高い毒物が使用されないまま保管されている実態や、毒物・劇物を必要量以上に購入し、遊休化させている実態等が一部に見られることから、各道立学校長に対し、保管量・保管期間を必要最小限に止めるとともに、不用となった場合には速やかに廃棄の措置をとるよう指導願います。

また、現在、道立学校において保有され、今後使用予定のない毒物・劇物については、次により取り扱うこととしますので、適切に対処願います。

### 記

1. 危険性が極めて高く、今後使用予定のないヒ素化合物やシアン化合物等、次の毒物については、高校教育課において処理業者に委託し、学校から回収のうえ廃棄処理するものであること（第1次処分）。

（対象となる毒物）

ヒ素、ヒ酸カルシウム、亜ヒ酸、亜ヒ酸ナトリウム、シアン化カリウム、シアン化銀、シアン化水銀、セレン、二酸化セレン、ニコチン、硫酸ニコチン

2. 上記以外の毒物・劇物については、学校により今後の使用見込が異なる状況にあることから、教育局において各道立学校の使用見込量、廃棄希望量等の精査を行い、不用毒物・劇物がある場合は、保健所と協議の上、その性質に応じて適切に廃棄処理すること（第2次処分）。

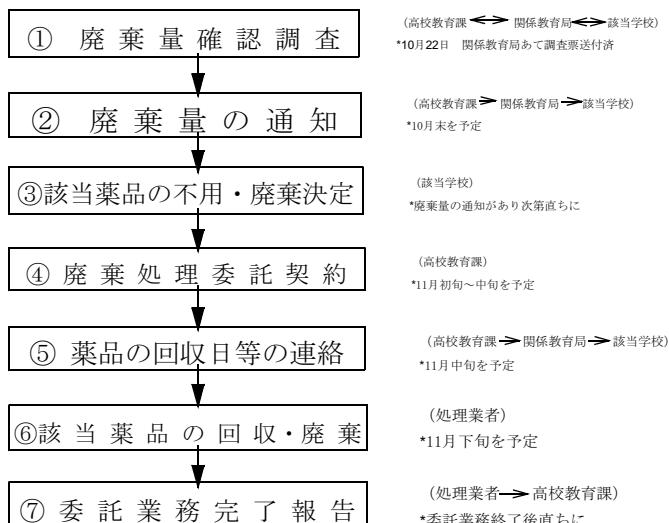
3. 今後の事務処理について

別紙のとおり

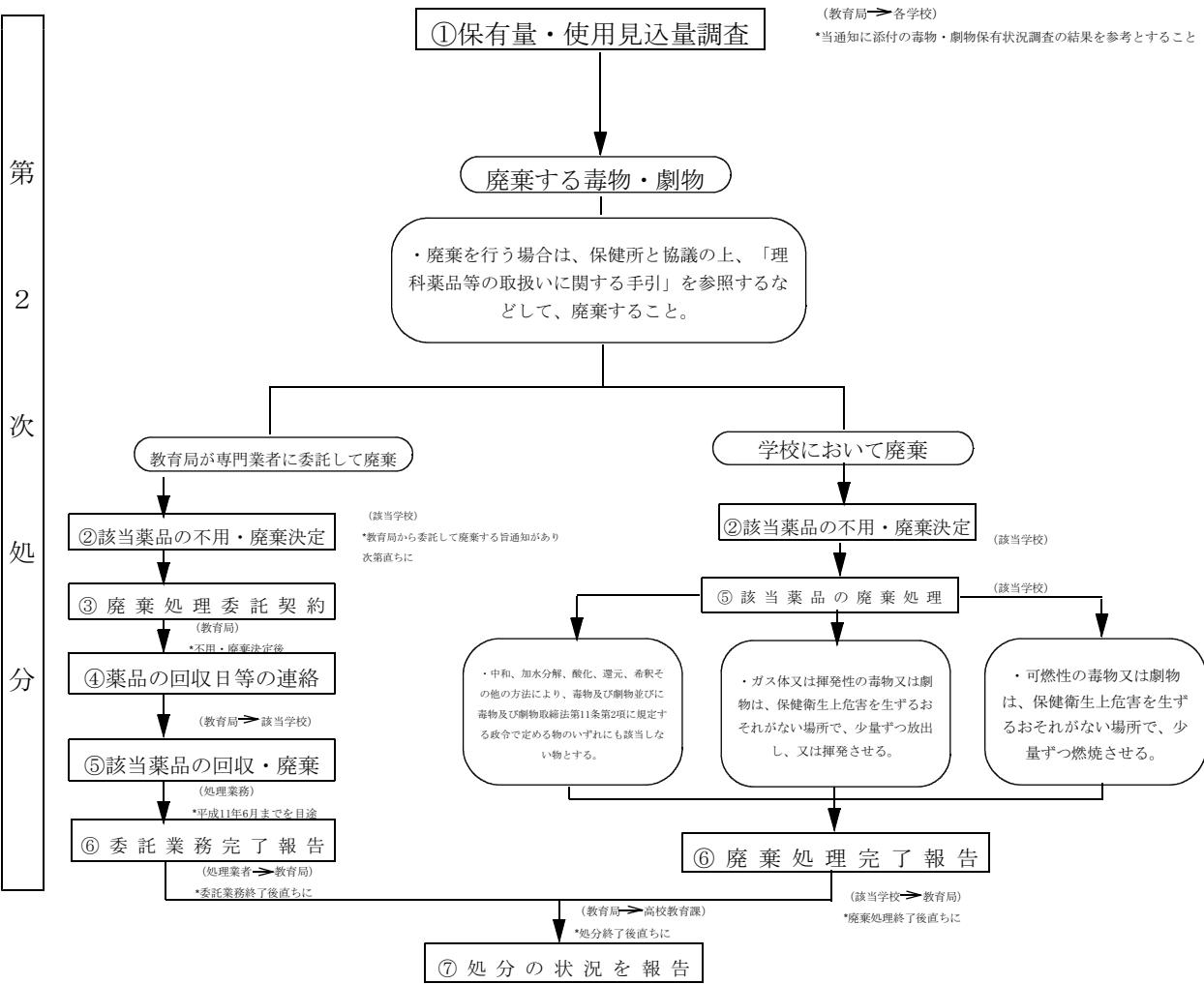
別紙

道立学校における不用毒物・劇物の処分に係る事務処理手順

第  
1  
次  
処  
分



第  
2  
次  
処  
分



## ○ 毒物・劇物にかかる児童生徒への指導及び適正な使用・管理について

平成10年10月29日 教高第3056号  
各教育局長、各道立学校長、各市町村教育委員会教育長、(各市町村立学校長)あて  
北海道教育庁生涯学習部長通知

最近、毒物・劇物を使用した事件が多発し、その中には児童生徒にかかるものもあり、社会に大きな不安を与えております。この種の事件は、ひとたび起こると連続して起こる傾向があると指摘されていることから、今後も、同種の事件が発生することが危惧され、極めて憂慮すべき事態と受け止めています。

については、貴管下の学校並びに教職員に対して、下記事項に留意して、児童生徒への指導及び毒物・劇物の適正な使用・管理について、一層の徹底を図るよう周知願います。

### 記

- 1 各教科等において毒物・劇物の危険性などについての知識を身に付けさせるだけでなく、児童生徒の発達段階に応じ、学校の教育活動全体を通して、生命を尊重し、他人を思いやる心や善惡を判断する力を育むとともに、身の回りの様々な危険に目を向けさせるなどして、健康で安全な生活に対する意識の高揚を図るよう努めること。
- 2 実験・実習等で、次に該当する薬品を使用しようとする場合には、その使用を再検討し、安全で同等の指導効果が期待できるもので代替すること。
  - (1) 毒物に指定されているもの
  - (2) 爆発性、あるいは不安定物質で危険度の高いもの
  - (3) 廃液処理上問題があるなど環境汚染のおそれが強いもの

なお、代替できない場合には、その使用に当たって安全に十分配慮するとともに、保管・管理に万全を期すること。また、廃液については適切に処理すること。
- 3 毒物・劇物等の薬品を購入する場合は、適正な使用計画に基づき、必要最小限の数量にとどめること。
- 4 薬品等の保管・管理については「理科薬品等の取扱いに関する手引（二訂版）」を参考にすること。

## ○ 学校教材用毒物・劇物の適正な保管管理の徹底について

平成10年8月3日 教高第1062号  
各教育局長、各道立学校長、道立理科教育センター所長、各市町村教育委員会教育長  
あて 北海道教育庁生涯学習部長通知

このことについては、かねてからその取扱いに十分な注意をつくすようお願いしてきたところですが、先日、和歌山県内において食品中にシアン化合物が混入されたことによると思われる中毒事件が

発生し、また、北海道保健福祉部長から別紙写しのとおり通知がありました。

つきましては、別添「理科薬品等の取扱いに関する手引(二訂版)」を活用し、毒物・劇物の適正な保管管理に関し、一層の徹底を図ってください。

#### 別添

##### 毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について

平成10年7月29日 薬務第526号  
北海道教育厅生涯学習部長あて 北海道  
保健福祉部長通知

日頃から、毒物及び劇物の適正な保管管理の徹底にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、先日、和歌山県内において食品中にシアン化合物が混入されたことによると思われる中毒事件が発生したところです。

つきましては、これらの危害を防止するため、高等学校等に対しまして、毒物及び劇物取締法に基づく適正な保管管理等が行われますよう指導をお願いいたします。

#### 別添

##### 毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について

平成10年7月28日 医薬発第693号  
各都道府県知事あて 厚生省医薬安全局長通知

標記については、平成7年4月7日薬発第377号厚生省薬務局長通知「毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について」等により貴管下所在の関係業者への指導方をお願いしているところである。

今般、和歌山県内において食品中にシアン化合物が混入されたことによると思われる中毒事件が発生した。原因物質、混入経路等詳細については依然不明ではあるが、この種の事件の重大性に鑑み、貴管下所在の毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）の製造業者、輸入業者、販売業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者に対し、下記の措置を徹底するよう再度指導されたい。

#### 記

1. 毒劇物の製造業者、輸入業者、販売業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者において、毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）に基づく適正な保管管理等が行われているかについて早急に点検を行うこと。
  
2. 毒劇物の製造業者、輸入業者、販売業者において、毒劇物を販売又は授与する場合に、法第14条に基づく手続きを踏むとともに、譲渡の申し込みのあった者又は法人の事業等について十分確認を行い、また、毒劇物の使用目的及び使用量が適切なものであるかについて十分確認を行うこと。  
また、毒劇物の交付に当たっては、法第15条を遵守するとともに、身分証明書等により交付を受ける者について十分確認を行うこと。

## 別紙

北海道教育庁  
北海道メッキ工業組合  
社団法人 北海道医師会  
社団法人 北海道歯科医師会  
社団法人 北海道薬剤師会  
社団法人 北海道薬種商協会  
北海道医薬品小売商業組合  
北海道医薬品卸商業組合  
札幌医科大学

---

### ○ 学校における火薬類の事故防止について

平成4年6月5日 教学教第3057号  
各教育局長あて 学校教育課長通知

このたび、北海道商工観光部から学校における火薬類の事故防止についての要望がありました。

学校における化学薬品による事故防止については、昭和42年12月5日付42教学教第5059号「薬品等の取扱いについて」でかねてから遺漏のないよう指導を願っているところでありますが、去る4月20日埼玉県蕨市におい高等学校の化学部で火薬類の点火実験中、生徒1名が左目に重傷を負うという事故が発生しました。道内においても、平成元年7月に類似の爆発事故の事例があり、高校生一人が右目を失明しております。

これらの事故は、火薬等に関する十分な知識もなく、興味本位に取扱うことによって発生する場合が多いという状況にあります。

については、学校における火薬類の事故防止のため、火薬類を扱う理化学上の実験においては安全措置を適切に実施し、教職員が責任をもって指導するとともに、日頃の生徒指導においても事故防止に万全を期すよう貴管下の学校並びに市町村教育委員会に対して周知徹底願います。

---

### <参考>

#### 理科薬品等の取扱いに関する通達・通知一覧（昭和61年以前）

発信番号・施行年月 日	施行先機関名	施 行 者	件 名	備 考
昭和40年12月22日 40教学第7060号	各教育局長、各市町村教育 委員会教育長	教育長	「実験・実習等における災害 ・事故防止について（通知）」	道商工部長通知
昭和42年12月5日 42教学第5059号	各教育局長、各道立学校長、 各市町村教育委員会教育長 (各市町村立学校長)	教育長	「薬品等の取扱いについて（通 達）」	
昭和51年7月24日	各教育局長、各道立学校長、	教育長	「理化学薬品の保管管理の徹	

51教施第3095号	各市町村教育委員会教育長 (各市町村立学校長)		底について(通達)」	
			「毒物及び劇物事故防止指導要領」	昭和51年8月10日付け薬務第2424号指導部長あて道衛生部長通知
昭和52年5月25日 52教施第3116号	各教育局長	学校施設課長	「学校教材用毒劇物等の保管管理の徹底方について(通知)」	道警本部防犯部長からの要望
昭和53年5月9日 教高第3040号	各教育局長	学校教育部長	「学校教材用劇物、毒物の管理強化について(通知)」	同上
昭和53年7月20日 教高第2094号	各教育局長、各道立学校長、各市町村教育委員会教育長 (各市町村立学校長)	教育長	「学校等における理科系実験用薬品類の管理について(通知)」	・文部省管理局長通知 ・消防庁危険物規制課長からの要望
昭和54年5月1日 教高第2043号	各教育局長	学校教育部長	「理化学薬品等の保管管理について(通知)」	道警本部防犯部長からの要望
昭和55年1月18日 教高第2004号	各教育局長	学校教育部長	「学校における理化学薬品の保管管理について(通知)」	同上
昭和55年6月30日 教小第1063号、 教小第1063号-2、 教小第1063号-3	各市町村教育委員会教育長 各道立学校長 各教育局長	教育長	「公立学校における児童、生徒の安全確保について(通知)」	道管区行政監察局 査察結果による行政指導
昭和57年3月24日 教小第1022号	各教育局長	学校教育部長	「学校教材用劇物・毒物の保全管理の強化について(通知)」	
昭和59年12月1日 教高第2125号	各教育局長、各道立学校長、道立理科教育センター所長、各市町村教育委員会教育長 (各市町村立学校長)	学校教育部長	「学校教材用シアン化合物の管理の適正化について(通知)」	道警本部防犯部長 要望
昭和61年7月30日 教高第2132号	各教育局長、各道立学校長、道立理科教育センター所長、各市町村教育委員会教育長 (各市町村立学校長)	学校教育部長	「学校教材用毒・劇物の適正な保管管理について(通知)」	道警本部防犯部長 要望
昭和61年7月31日 教小第1127号 教小第1127号-2 教小第1127号-3	各市町村教育委員会教育長 各教育局長 各道立学校長	教育長通知	「公立学校における児童・生徒の安全確保について(通知)」	北海道管区行政監察局長通知

※ 昭和61年以前の通達・通知は道立教育研究所附属理科教育センターホームページに掲載しています。

## 第5 その他

### 1 様式関係

品名（記号）		規格			薬品番号
年月日	項目	受入数量	払出数量	現在量	備考
		風袋込 重量	(実重量)	風袋込 重量	

様式 2

**毒物及び劇物受扱・点検記録簿**

品名(記号)		規 格		区 分				薬品番号	
				法規制	性質・作用				
年月日	項目	受入数量	払出数量	現在量		備考	確認者		
		風袋込 重量	(実重量)	風袋込 重量	(実重量)		校長	管理 責任者	担当

## 様式3

校長	教頭	事務長(物品管理主任)			

## 理科薬品等点検・確認票

次のとおり、理科薬品等の点検・確認を行いましたので、報告します。

確認者 職・氏名 \_\_\_\_\_

点検者 職・氏名 \_\_\_\_\_

点検年月日 令和 年 月 日

項目	一般薬品	毒物及び劇物	備考
前回点検・確認時の 薬品総数	種類 本	種類 本	
増 購入等による増	種類 本	種類 本	
減 廃棄等による減	種類 本	種類 本	
今回の点検・確認 薬品総数(保有総数)	種類 本	種類 本	
特記事項			

- ※ 破損、紛失等、薬品に異常があった場合は、「特記事項」欄に、具体的な内容を記載すること。
- ※ 回付の際は、点検・確認した薬品の受扱・点検記録簿を添付すること。
- ※ 薬品が入っている容器の形状にかかわらず、1本と数えること。

## 2 質疑応答

Q 1 管理責任者として実習助手を指定できるか。

A 1 「実習助手は、実験又は実習について、教諭の職務を助ける。」（学校教育法第60条第4項）と定められていることから、教諭の補佐的な立場である実習助手が管理責任者となることは適当ではありません。

Q 2 今回示された受払簿への記載は、どのように行うべきか。

A 2 薬品の受払簿については、一般薬品と毒物及び劇物に区分して、記録管理することとし、受入数量の記載に当たっては、風袋込みの重量として、管理上、必要に応じ、実重量も記載してください。

なお、次のとおり記載例を示しますので、参考としてください。

一般薬品受払・点検記録簿							記載例
試薬びんのラベル等を確認し、濃度、重量(Kg又はg)等を記載する。 また、必要に応じて密度や消防法に基づく危険物の区分などもあわせて記載する。							薬品に一連番号を付す。
年 月 日	項 目	規 格			備 考		薬品番号 ○○
		受 入 数 量 風袋込 重 量	払 出 数 量 風袋込 重 量	現 在 量 風袋込 重 量			
29. 5. 12	繰 越	833	593		833	593	保有計 2 本
29. 5. 15	実 驗			158	158	675	435
29. 6. 30	点検・確認			1	1	674	434
29. 12. 12	実 驗			278	158	396	276 廃棄本数 1 本(00-0) 保有計 1 本
29. 12. 28	点検・確認	購入、繰越、管理換、点検・確認等の事由を記載する。			396	276	
30. 1. 31	封 印	封印した薬品について、「封印」と記載する。			395	275 振発による質量減	
30. 6. 29	封印確認	封印した薬品について、「封印確認」と記載する。					封印確認した際は、現在量については記載しなくてよい。
薬品が固体、液体にかかわらず、風袋込重量で管理する。 封印した薬品については、目視による点検を行う。							

記載例

様式2

## 毒物及び劇物受扱・点検記録簿

品名(記号)			規格		区分				薬品番号				
					法規制		性質・作用						
トルエン (C <sub>6</sub> H <sub>5</sub> CH <sub>3</sub> )			435g入(500mL入) 密度=0.87g/cm <sup>3</sup>		劇物 危険物 第4類	引火性、全身毒性							
年月日	項目	受入数量 風袋込 重量	払出数量 風袋込 重量	現在量 風袋込 重量	備考	確認者							
29.11.7	購入	740 (実重量)	435 (実重量)	740 (実重量)	435 (実重量)	購入本数1本 (00-0) 保有計 1本	印	印	印				
29.11.9	実験		130 (実重量)	130 (実重量)	610 (実重量)	305 (実重量)	印	印	印				
29.11.30	点検・確認			610 (実重量)	305 (実重量)		(点検確認票で検印を受けるため押印省略可)						
29.12.14	実験		174 (実重量)	174 (実重量)	436 (実重量)	131 (実重量)	印	印	印				
29.12.28	点検・確認		1 (実重量)	1 (実重量)	435 (実重量)	130 (実重量)	揮発による 質量減	(点検確認票で検印を受けるため押印省略可)					
30.1.31	封印	封印した薬品について、「封印」と記載する。				434 (実重量)	129 (実重量)	揮発による 質量減	印				
30.2.28	封印確認	封印時の、現在量を記載する。						印	印				
		封印した薬品について、「封印確認」と記載する。				封印確認した際は、現在量について記載しなくてよい。							
薬品が固体、液体にかかわらず、風袋込重量で管理する。 封印した薬品については、目視による点検を行う。 また、記録簿の区分に、毒物及び劇物取締法、消防法に基づく危険物の区分や、薬品の危険性の性質、作用等を記載する。													

Q3 点検確認は具体的にどのように行うべきか。

A3 点検確認は、管理責任者を含めた複数の教員等で行うこととし、点検対象薬品の使用の有無にかかわらず、すべての薬品の現在量を実測することとするが、封印した薬品については、目視による点検のみとし、薬品の現在量を実測しなくてもよい。  
 なお、一人が点検し、もう一人が確認するなどダブルチェックの体制による実施としてください。

Q4 定期的な点検確認のうち、実測を行う薬品は、前回の点検確認以降に使用した薬品のみでかまわないと。

A4 使用の有無にかかわらず、実測を行うすべての薬品について、重量を計測し、台帳と不符合がないか、確認を行ってください。

なお、封印した薬品については、目視による封印確認を行ってください。

**Q 5** 点検・確認を実施した際に、各種受払簿への記載は、どのように行うべきか。  
また、その際、毒劇及び劇物受払簿の確認者欄への押印は必要か。

**A 5** 点検・確認時の記載方法は、質疑応答のA 2に示した記載例を参考としてください。

また、点検・確認の際には、「理科薬品等点検・確認票（様式3）」とあわせて報告を行うことから、改めて、確認者欄へ押印する必要はありません。

**Q 6** 薬品を管理する上で、日常留意すべき点は何か。

**A 6** 定期的な点検・確認以外にも、日常から、退勤時に薬品管理責任者等が薬品庫内の薬品の保管状況や薬品庫等の施錠状況を確認するなど、常に薬品の保管状況について気を配ることが大切です。

また、薬品庫のある準備室が無人となる時は施錠をし、生徒だけによる準備室の使用をさせないなど、教員の目が届くよう管理の徹底を図ることも大切です。

**Q 7** 一般薬品である硝酸カリウムを、どうして毒物及び劇物と同様に鍵のかかる保管庫に保管しなければならないのか。

**A 7** 硝酸カリウムが、高等学校の薬品庫から盗まれ、黒色火薬の原料として使用されるという事件があったため、他の一般薬品とは分けて、鍵のかかるロッカーに厳重に保管し管理することにしました。

**Q 8** 硝酸カリウムの保管に当たっては、既存の木製ロッカーなどでもかまわないのか。それとも、毒物及び劇物と同様に、金属製のロッカーで保管すべきか。

**A 8** 鍵のかかるロッカーであれば、木製、金属製いずれのロッカーでもかまいません。なお、やむを得ず毒物及び劇物専用の金属製ロッカーに保管する場合であっても、毒物及び劇物が保管されていない空の引き出し（薬品整理箱）に入れるなどして、毒物及び劇物と明確に区分して保管する必要があります。

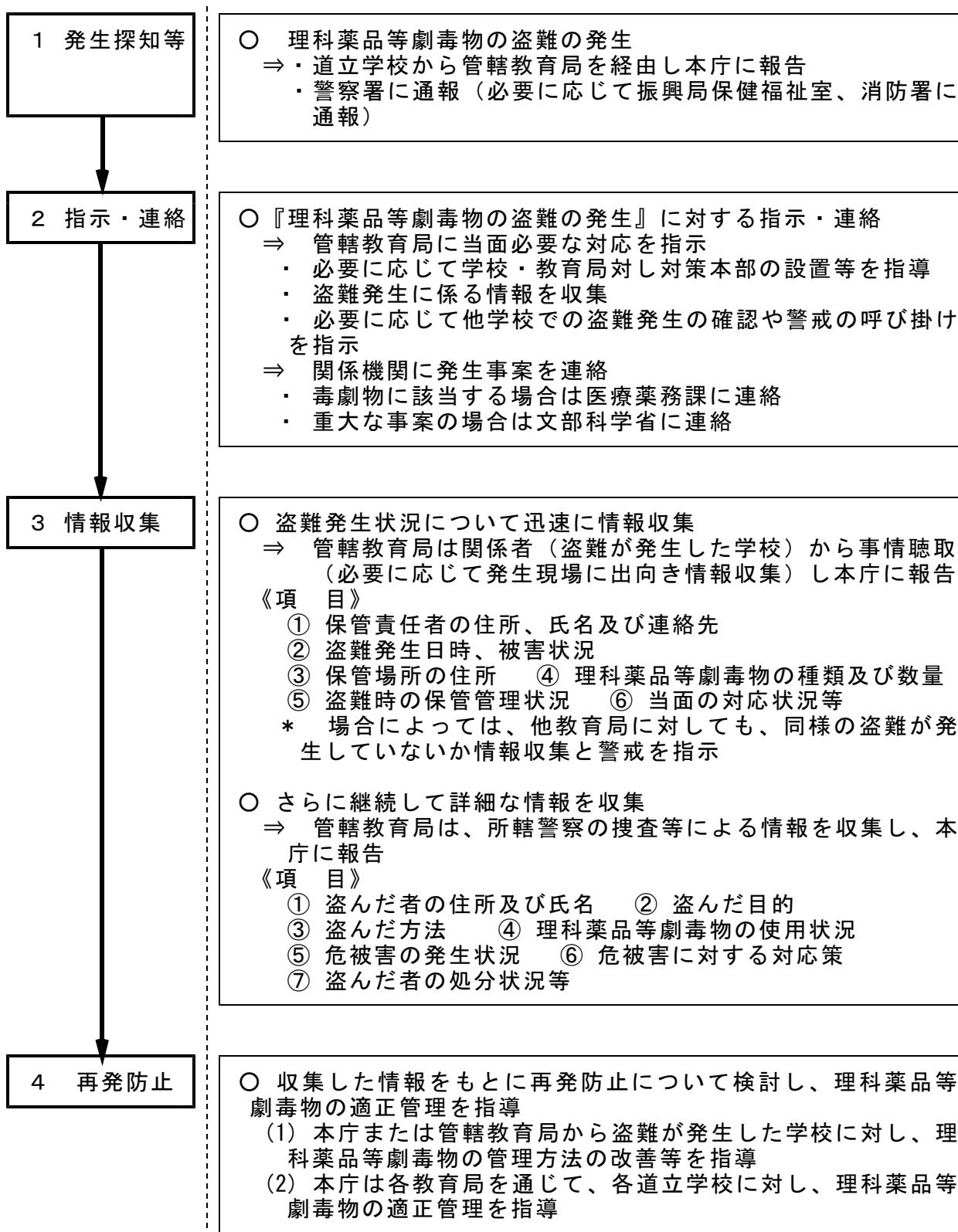
**Q 9** 封印した薬品の受払簿への記載は、どのように行うべきか。

**A 9** 点検・確認時の記載方法は、質疑応答のA 2に示した記載例を参考としてください。

## 危 機 対 応 マ ニ ュ ア ル

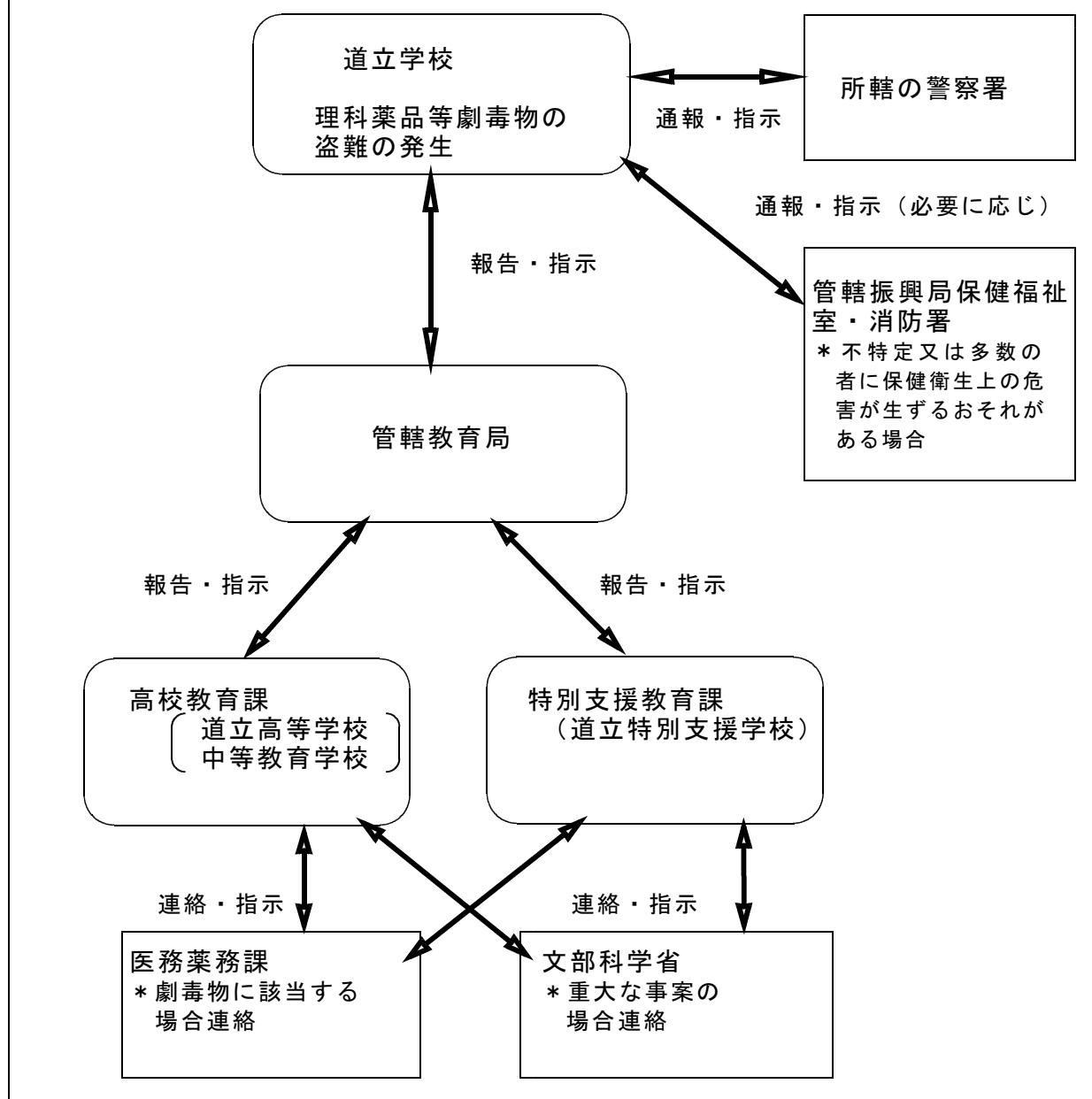
教育庁学校教育局高校教育課高校予算グループ

事 案 例	『道立学校保管の理科薬品等劇毒物の盗難』の発生事案
-------	---------------------------

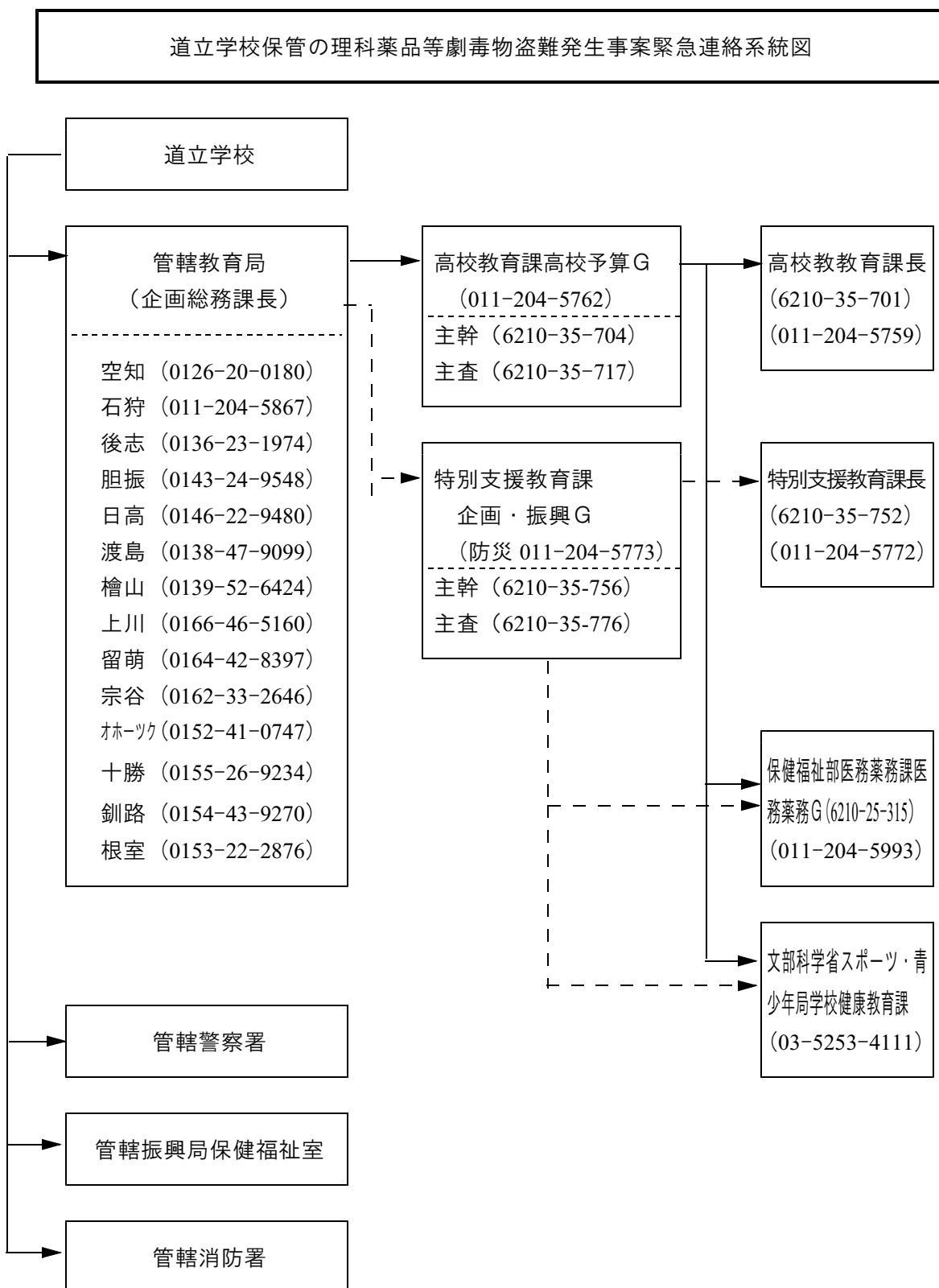


## 『道立学校保管の理科薬品等劇毒物の盗難』の発生事案

### 初動対応のフローチャート



## 緊急連絡系統図（連絡網）



チェック表・「情報の連絡・報告先」

道立学校保管の理科薬品等劇毒物の盗難の発生事案

### 連絡・報告先チェック表

機関名など	想定される事案等	チェック欄
北海道		
道立学校	自校において理科薬品等劇毒物の盗難が発生した場合、管轄教育局及び管轄警察署に連絡するとともに、必要に応じ管轄振興局保健福祉室及び管轄消防署へ連絡	
管轄教育局	管轄区域内の道立学校で理科薬品等劇毒物の盗難が発生した場合、高校教育課又は特別支援教育課へ連絡	
高校教育課	道立高等学校・中等教育学校で理科薬品等劇毒物の盗難が発生した場合、教育庁幹部に連絡するとともに、必要に応じ保健福祉部及び文部科学省へ連絡	
特別支援教育課	道立特別支援学校で理科薬品等劇毒物の盗難が発生した場合、教育庁幹部に連絡するとともに、必要に応じ保健福祉部及び文部科学省へ連絡	
保健福祉部医務薬務課	道立学校で <u>毒物及び劇物取締法上の劇毒物</u> の盗難が発生した場合	
管轄振興局保健福祉室	管轄区域内の道立学校で「 <u>不特定多数の者に保健衛生上の危害が生ずる恐れがある</u> 」理科薬品等劇毒物の盗難が発生した場合	
管轄消防署	管轄区域内の道立学校で「 <u>不特定多数の者に保健衛生上の危害が生ずる恐れがある</u> 」理科薬品等劇毒物の盗難が発生した場合	
文部科学省スポーツ・青少年教育局学校健康教育課	道立学校で <u>重大な</u> 理科薬品等劇毒物の盗難が発生した場合	

## 理科薬品等の取扱に関する通達・通知（昭和61年以前）

### ○ 実験・実習等における災害・事故防止について

〔 昭和40年12月22日 40教第7060号  
各教育局長、各市町村教育委員会教育長  
あて 教育長通知 〕

児童・生徒の安全教育、事故防止等については、これまで再三通達等をもって関係者の注意を喚起し、指導にあたっての格別のご配慮を願っているところでありますが、最近、理科教育、産業教育等にかかる実験・実習等において、児童・生徒の負傷、死亡等の事故があいついで発生していることは、はなはだ遺憾とするところであります。

これらの事故は、学校管理下において、実験・実習等の機械器具、化学薬品等の管理の不適正、取扱いの不注意によって発生する場合が多いので、今後機械器具、薬品その他危険を予想される施設又は設備等について管理をいっそう適正にするとともに、危険・災害を伴うことを予想される実験・実習等についての教師の指導を適切にすすめ、この種の事故防止に万全を期するよう貴管下各学校の教職員に対してじゅうぶんにご指導願います。

なお、この種の事故防止に関し、北海道商工部長より別記「学校における火薬類の実験について」の通知がありましたので、趣旨をじゅうぶん了知のうえ、学校における火薬類の実験にあたっても遺漏のないようにして下さい。

### 別 記

#### 学校における火薬類の実験について

〔 昭和40年11月4日 40鉱第1153号  
教育長あて 道商工部長通知 〕

学校における火薬類の実験は、火薬類取締法第4条但し書の規定および同法施行規則第3条第1号の規定により無認可で製造することができることとされているが、これらの規定の解釈は、別添のとおりであり、火薬類に関し十分な知識、経験を有する教職員の指導のもとに行ない、また、18歳未満の者には火薬類を取り扱わせることができない（法第23条）ことから、教職員の実験を見学させる方法によることとされている。

11月1日深川市納内中学校において発生した火薬類の事故はこれらの諸点が守られていないために発生しており、火薬類取締法違反ともなるので、今後この種事故防止のため全道各中、高等学校に周知徹底を期するよう特にお願いする。

法にいう「理化学上の実験」とは、通常どの範囲をいうか。

(解) 法にいう理化学上の実験とは、各種の学校、研究所等において理化学上の研究目的のために行なう実験を指している。中学校等でも、理科の授業において、火薬類に関する正しい知識を与え、無知乃至好奇心から生ずる災害を防止する目的からは適切かつ必要と考えられる反面、授業指導の適正を欠くときは、反って危険を助長することとなりかねないので、火薬類に関して十分な知識、経験を有する教職員の指導のもとに火薬類の製造、消費等の実験を行なう場合にはじめて「理化学上の実験」に包含されるものと解するのが妥当と考える。ただし、18歳未満の者には火薬類を取り扱わせることはできないから、この点を学校等にも連絡し、このときは教職員の実験を

見学させる方法によるべきであろう。

---

## ○ 薬品等の取扱いについて

〔昭和42年12月5日 42教学第5059号  
各教育局長、各道立学校長、各市町村  
教育委員会教育長（各市町村立学校長）  
あて 教育長通達〕

最近、劇薬、毒薬および火薬の使用に際して、事故が発生しており、また、特に冬期の火気使用に伴い、可燃物の処置、保管の不完全等から不測の事態が生ずることも予想されます。

については、貴管下の学校ならびに教職員に対して、下記事項に留意して事故の防止に万全を期するよう周知徹底してください。

### 記

#### 1 薬品等の管理について

- (1) 薬品等の保管については、劇薬、毒薬、揮発性可燃物、揮発性発火性薬品等の分類保管の徹底を期すること。
- (2) 薬品等の保管にあたっては、保管場所の土台や床の状態、直射日光、火気などに配意するとともに、薬品等の容器の下に受け皿、砂などを置いたり、薬品庫の施錠を厳重にして安全の確保につとめること。
- (3) 薬品等の授受を明確にし、使用日時、使用量、残量等について記帳し、常にその整備につとめること。

#### 2 薬品等の使用について

- (1) 薬品等の使用にあたっては、その前後に異常の有無を確認して適切に処置し、また、使用後は、所定の場所に収納して安全の確保につとめること。薬品等を机上や棚などに放置したり、児童・生徒の自由な使用に任せることがないよう留意すること。
- (2) 児童・生徒の実験、実習にあたっては、薬品等の使用の目的、方法および量などをじゅうぶん検討すること。  
また、特に危険が伴う火薬製造、火山モデルの製作等にあたっては、生徒だけによる実験を行わせないようすること。

#### 3 関連法規について

実験、実習等に使用する毒薬、劇薬の取り扱いについては、「毒物及び劇物取締法」（昭和25年法律第303号）第11条および第12条ならびに「薬事法」（昭和35年法律第145号）第44条、第47条および第48条を参照すること。

---

## ○ 理化学薬品の保管管理の徹底について

〔昭和51年7月24日 51教施第3095号  
各教育局長、各道立学校長、各市町村教育委員会教育長（各市町村立学校長）  
あて 教育長通達〕

学校における理化学薬品の保管管理については、かねてから十分な注意をつくすよう求めておりましたが、去る7月14日小樽潮陵高等学校において、薬品の盗難事件が発生しました。

御承知のとおり、昨年7月には道警本部において、また本年3月には道庁において爆破事件が発生しており、今回の盗難事件によって社会に大きな不安を与えてることは誠に遺憾であります。

更に、今後においてもこの種の盗難事件の発生が懸念されますので、その未然防止を期すため、理化学薬品のうち、特に、毒物・劇物、揮発性可燃物、揮発性発火性薬品等（以下「毒劇物等」という。）の適正な保管管理の徹底を図る必要があります。

については、今後各学校においては、下記により毒劇物等に細心の注意を払い、盗難防止に万全を期してください。

#### 記

##### 1 薬品の保管管理について

- (1) 特に、毒劇物等を保管する薬品庫の施錠を厳重にし、薬品の取扱責任者が鍵を保管管理すること。
- (2) 実験等で毒劇物等を使用する場合は、担当教諭が取扱責任者から鍵を受けて、薬品庫を開扉すること。（生徒には、鍵を貸出ししないこと。）
- (3) 取扱責任者は、薬品等の購入年月日、購入数量、使用年月日、使用数量及び残量を、正確に確認のうえ、受払簿に記入し、特に、毒劇物等の使用払出しについては、以上のかたに担当教諭の確認印及び校長の検印を受けること。
- (4) 毒劇物等を購入する場合は、必要最小限の数量に止めること。

##### 2 薬品庫及び保管場所の点検確認について

取扱責任者は、日常、毒劇物等の薬品庫及び薬品庫を保管する場所（化学準備室等）の異常の有無、特に施錠の状態を点検確認し、不備欠陥を発見したときは直ちに改善すること。

##### 3 巡視の徹底について

- (1) 宿日直員、夜警又は警備員は、校舎内巡視の際、必ず薬品庫の保管場所に立ち寄り、薬品庫及び薬品庫の保管場所内の異常の有無、施錠の状態を綿密に点検確認し、それぞれの日誌に巡視時刻ごとの確認内容を記載すること。
- (2) 宿日直員、夜警又は警備員は、巡視に当たってあらかじめ定められた巡視時刻を、適宜ずらすこと等の措置も行うこと。
- (3) 校長及び教頭は、毒劇物等の保管管理状況を定期的に点検すること。

##### 4 不要薬品の整理について

在庫品で、不要になったものについては、早急に廃棄等の処置をすること。  
なお、廃棄に当たっては、所轄保健所の指示に従うこと。

##### 5 その他

実習における農業用薬剤及び製造加工等に要する毒劇物等の保管管理についても、上記1から4までに準じて徹底を図ること。

---

#### ○ 毒物及び劇物事故防止指導要領

〔昭和51年8月10日 薬務第2424号  
指導部長あて 道衛生部長〕

## 第1 目的

この要領は、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号。以下「法」という。）第11条第1項に規定する毒物劇物営業者及び特定毒物研究者並びに法第22条第1項並びに同条第5項の規定により法第11条第1項の規定を準用される者（以下「毒物及び劇物取扱者」という。）が、特に人の生命、身体及び財産に著しい危害を及ぼすおそれのある毒物及び劇物を取り扱う場合において、その適正化を図り、盜難、紛失等の事故の未然防止に資することを目的とする。

## 第2 毒物及び劇物

この要領で「毒物及び劇物」とは、法第2条で定める毒物及び劇物のうち引火性、発火性又は爆発性のある劇物並びに事故防止を特に必要とする毒物であって、別表に掲げるものをいう。

## 第3 事故の防止

毒物及び劇物取扱者は、盜難、紛失等の事故を未然に防止するため、次に掲げる事項を遵守するよう努めること。

### 1 管理責任者の配置

法第7条に定める毒物劇物取扱責任者を配置していない場合は、毒物及び劇物の管理を行う専任の責任者を置くこと。

### 2 購入

毒物及び劇物の購入は必要最少量にとどめること。

### 3 在庫品の点検

#### (1) 在庫数量のは握

毒物及び劇物に関する帳簿を備え、受入れ、払出し又は廃棄した年月日、品名及び数量を記載し、毒物及び劇物の在庫数量を常時は握すること。

#### (2) 不用品の整理

不用の毒物及び劇物は、速やかに廃棄等の措置をとること。

なお、廃棄する場合は、所轄保健所長（保健所法（昭和22年法律第101号）第1条の規定に基づく市にあっては、市長）の指導に従うこと。

### 4 保管

#### (1) 場所

毒物及び劇物は、容易に監視のできる場所に保管すること。

#### (2) 方法

毒物及び劇物は、分散を避け、努めて1箇所に集中して保管すること。

#### (3) 貯蔵設備

貯蔵設備は、コンクリート若しくは鉄製の保管庫又はこれらに準ずる構造とし、その保管量に応じたものとすること。

#### (4) 施錠

かぎは、堅固なものを使用し、2箇所以上掛けること。なお、常時かぎの機能の点検を行うこと。

#### (5) 警報器等の設置

毒物及び劇物の貯蔵設備には、努めて警報器等を設置すること。

なお、常時警報器等の機能の点検を行うこと。

### 5 保安点検

毒物及び劇物貯蔵設備の巡回点検は、確実に行い、勤務日誌等に記録し、又は管理責任者に報

告させること。

#### 別 表

毒物・劇物の別	品 目
毒 物	シアノ化カリウム シアノ化ナトリウム
劇 物	塩素酸塩類 塩素酸塩類を35パーセント以上含有する製剤 ピクリン酸 ピクリン酸塩類 カリウム ナトリウム

#### ○ 学校教材用毒劇物等の保管管理の徹底方について

〔昭和52年5月25日 52教施第3116号  
各教育局長あて 学校施設課長通知〕

このことについては、昭和51年7月24日付51教施第3095号「理化学薬品の保管管理の徹底について」教育長通達をもって、保管管理の徹底をお願いしてきたところですが、この度北海道警察本部防犯部長から別添の通り依頼がありましたので、貴管下市町村教育委員会並びに各道立学校長に対して、この趣旨の徹底を図るようよろしく取り計らい願います。

#### 別 添

#### 学校教材用毒劇物等の保管管理の徹底方について

〔昭和52年4月23日 道本保(銃)第288号  
教育長あて 道警本部防犯部長〕

みだしのことについては、昨年7月15日必要な措置等について要請いたしたところでありますが、最近再び塩素酸塩類等を主剤とする混合爆薬による爆破事件をはじめ、青酸入りコーラによる連続殺人事件や同未遂事件、シアノ化ナトリウムの盗難事件等が相次いで発生し、社会に大きな不安を与えています。

これら一連の毒劇物使用犯罪の背景には犯罪に使用されるおそれのある危険性の高い化学薬品等がややもすれば不必要に所持され、あるいは模倣的に使用する風潮があるように見受けられ今後においても同種事件の再発が懸念されるところであります。

道警察におきましては、この種事件の未然防止を期するため毒劇物等の取扱者に対しまして適正な保管管理を図るよう防犯指導を強化しておりますが、貴庁所管に係る各学校における「理科(化)学教材用毒劇物」の保管取扱いについて点検を実施するなど盗難、紛失等防止措置を徹底されますよう特段のご配意を賜りたくお願い申し上げます。

## ○ 学校教材用劇物、毒物の管理強化について

〔昭和53年5月9日 教高第3040号  
各教育局長あて 学校教育部長通知〕

このことについて、北海道警察本部防犯部長から別記のとおり要望がありましたので、お知らせします。

各道立学校長及び各市町村教育委員会教育長に対して、この趣旨の徹底を図ってください。

### 別 記

#### 学校教材用劇物、毒物の管理強化について

〔昭和53年4月27日 道本保（銃）第343号 学校教育部長あて 道警本部防犯部長要望〕

みだしのことについては、従来からしばしば適正な管理の徹底について、ご配慮をわづらわしてきたところであり、その結果総体的には良好な管理が定着してきていると認められる反面、本年3月4日稚内中学校理科室における劇物毒物の盗難事件、昨年5月札幌光星高等学校物理準備室から劇毒物の盗難事件等にみられますように、一部において未だ基本的な管理方法に欠陥の認められるもの、また道警察が各学校等に対して実施した防犯診断の結果においても、保管取扱上不備なものが散見される等決して万全とは申しがたい状況であります。

劇物、毒物使用犯罪の傾向は、毒物使用による殺人未遂事件の発生、また極左暴力集団等ぐ犯者による爆発物の使用は、今後ますます激化するものと思われ、とくに当面する成田空港開港阻止闘争においては、爆弾の製造使用等にまでエスカレートすることが予想される厳しい情勢にあります。

道警察としてはこの種事件を未然に防止するため、4月20日から5月末日までの間、全道一斉に劇・毒物取扱者に対し適正な保管管理についての防犯指導を行っております。

つきましては、貴職所管にかかる各学校における「理科（化）学教材用劇毒物」の保管取扱いについて、盗難、紛失等の事故防止措置について指導監督を一層強化されますよう重ねてお願ひ申しあげます。

## ○ 学校等における理科系実験用薬品類の管理について

〔昭和53年7月20日 教高第2094号  
各教育局長、各道立学校長、各市町村教育委員会教育長（各市町村立学校長）あて 教育長通知〕

このことについて、文部省管理局長から別記のとおり通知がありましたので、お知らせします。

については、この趣旨を十分理解のうえ、事故防止に遺漏のないよう配慮してください。

### 別 記

#### 学校等における理科系実験用薬品類の管理について

〔昭和53年7月1日 文管指第206号  
各都道府県教育委員会教育長あて 文部省管理局長通知〕

学校等における理科系実験用薬品類の安全管理の徹底につきましては、かねてからご配慮を願っているところではありますが、去る6月12日に発生した宮城県沖の地震の際、化学実験用薬品の容器の転倒落下等による混合発火と推定される学校火災が発生したことは遺憾であります。

ついては、貴管下の小学校、中学校、高等学校、特殊教育諸学校、専修学校、各種学校等における理科系実験用薬品類の保管管理について、地震時における火災防止等のため、下記事項にご留意の上ご指導を願います。

なお、消防庁から別紙の要望がありましたので、参考のため添付します。

#### 記

#### 1 管理体制の整備

薬品類の管理責任者及び使用責任者等を定めて、薬品類の保管・管理及び使用にあたっての安全管理体制を整備すること。

#### 2 薬品類の保管・管理

- (1) 薬品類は、実験台上等に放置せず、収納戸棚等に保管し転落を防止すること。
- (2) 薬品類の収納戸棚等は、地震動により転倒しないよう必要な措置を講ずること。
- (3) 混合すると発火等のおそれがある薬品類は、分類整理の上、別々に収納・保管すること。
- (4) その他消防法等関係法令の規定に基づき適切な保管・管理を行うこと。

#### 3 実験時における安全の確保

- (1) 実験中における薬品容器、実験器具の転倒・転落防止並びに転倒・転落等による火災等の防止に必要な対策を講ずること。
- (2) 児童・生徒等に対して、実験中地震を感じた場合の緊急措置に関する安全教育を徹底すること。

#### 4 初期消火体制の整備

万一やむを得ず出火した場合に備えて、定期的に消火器等の消防用設備の点検整備を行うとともに、適宜消火訓練を実施し、薬品類による火災の消火についての周知徹底を図ること。

#### 別 紙

#### 学校施設の実験室等に貯蔵する危険物による出火防止について

〔昭和53年6月27日 消防危第86号  
文部省管理局指導課長あて  
消防庁危険物規制課長〕

さる6月12日17時14分に発生した1978年宮城県沖地震に伴い、東北大学及び東北薬科大学の化学実験室等から火災が発生しましたが、当該火災は実験用薬品類を収納した容器の転倒落下等による混合発火が原因であるものと思われます。

御承知のとおり大学等の学校施設における危険物の貯蔵又は取扱いについては消防法令により各種の規制がなされているところでありますが、かつて昭和45年10月に発生した地震に関連し火災等の予防について貴省事務次官あて要請をいたしたところであります。貴省におかれましても、防災対策に鋭意努力されていることと存じます。

つきましては、このたびの火災に関し別紙のとおり消防機関に対して指導いたしますので、貴職におかれましても、各学校管理者に対し、今回の事故に類した火災の再発防止に努めるようご指導方を

願います。

## 別 紙

### 学校等における実験用危険物の管理等の徹底について

〔昭和53年6月27日 消防危第85号  
各都道府県消防主管部長あて  
消防庁危険物規制課長〕

危険物の貯蔵、取扱いについては、かねてより防災対策に万全を期するようご指導願っているところであるが、既にご承知のとおり、去る6月12日、17時14分に発生した1978年宮城県沖地震において東北大大学等の化学実験室から実験用危険物等の混合発火と推定される火災が数件発生した。

少量の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合における地震時の火災予防対策については、火災予防条例準則第30条第6号に規定されているところであるが、特に、化学実験室等比較的小量の危険物等を多種類取り扱う施設の地震時の火災予防対策としては、危険物が収納された容器等の転倒、落下、破損等を防止するための管理の徹底を図ることが極めて重要であることにかんがみ下記事項を留意のうえ、化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等に対し、実験用危険物等の管理について徹底を期するようご指導願いたい。

なお、貴管下市町村に対してもこの旨示達され、よろしくご指導願いたい。

#### 記

#### 1 危険物収納容器

危険物を収納する容器は、危険物の規制に関する規則別表第3に掲げる運搬容器のうち、ポリエチレンびん、ポリエチレン容器等容器の落下、転倒等により容易に破損しない材質のものを使用するように努めること。

#### 2 危険物の保管場所

危険物を収納した容器の保管は、棚を避け、次の戸棚に収納するように努めること。

- (1) 戸棚は、不燃性の材料で作られ、かつ、奥行きの深い頑丈なものであること。
- (2) 戸棚は引き違い戸のものであること。なお、観音開きのものである場合は、震動により戸が開くのを防止するための止金を設けたものであること。
- (3) 戸棚の棚は、固定したもので、かつ、容器の転倒、落下を防止するための措置が講じられたものであること。
- (4) 戸棚は、建築物の壁、柱等に固定すること。

#### 3 危険物の保管方法

危険物を収納した容器の保管に際しては、次の事項に配慮すること。

- (1) 容器は、密栓して保管すること。
- (2) 容器の多段積みを避けること。
- (3) 混合発火のおそれのある危険物を収納した容器は、それぞれ別個の離れた位置にある戸棚等に収納すること。
- (4) 自然発火のおそれのある危険物は、保護液を十分満たしておくこと。
- (5) 特に危険性の大きい危険物は、戸棚等の上段に収納することを避けるとともに、必要に応じ、砂箱内に収納する等の措置を講じること。
- (6) 容器を収納した戸棚の戸は、必ず閉めておくこと。

#### 4 実験器具等に対する配慮

震動等により破損するおそれのある実験器具等を用いて実験等を行う場合にあっては、器具等が破損した場合においても、危険物の拡散を防止することができる措置が講じられた場所で行う等の配慮をすること。

#### 5 緊急時の措置等

実験室等において危険物の取扱い中に地震を覚知した場合は、直ちに、実験等を中止するとともに、次の措置等を講じること。

- (1) 使用中の火気の始末及び消火の確認
  - (2) 使用中の危険物の戸棚等への収納
  - (3) 混合発火するおそれのある危険物を取り扱っている場合にあって、これら危険物の混合を防止するための措置
  - (4) 戸棚の戸の閉鎖の確認
- 

### ○ 理化学薬品等の保管管理について

〔昭和54年5月1日 教高第2043号  
各教育局長あて 学校教育部長通知〕

このことについては、かねてから特段の指導をいただいているところではあります、このたび別紙写のとおり北海道警察本部防犯部長から要望があったので、各道立学校に通知のうえ、さらに管理の徹底を図るよう指導願います。

#### 別 紙

#### 学校教材用毒物及び劇物の管理強化について

〔昭和54年4月19日 道本保（銃）第516号  
教育長あて 道警本部防犯部長要望〕

学校教材用、毒物及び劇物の保管管理の徹底方につきましては、日頃から何かとご配慮を煩しているところでございますが、ご承知のとおり本年1月京都市内において過激派による塩素酸塩類薬品を使用した手製爆弾の誤爆事件が発生するなどこの種事件は依然として跡を絶たず、今後においても発生することが懸念されるところであります。

特に本年6月下旬には、東京において主要国首脳会議の開催が予定されておりますが、これに反対する過激派集団は会議を実力で阻止すべく、闘争武器としてこれら劇物等の入手を企図している動きもみられ、同会議の平穏な開催と警備の万全を期するためにも、悪用されるおそれのある毒物及び劇物の適正な保管管理が当面の重要な課題でもあります。

道警察といたしましては、このような情勢にかんがみ、近く全道一せいに毒・劇物取扱者に対し、適正な保管管理についての防犯指導を実施することとしております。

つきましては、貴職におかれましても所管の各学校に対しまして、塩素酸塩類等及びシアン化ナトリウム等理科（化）学教材用毒・劇物の保管管理について、保管設備及び保管する毒・劇物の定期点検を実施するなど盗難、紛失防止上の措置の指導を一層強化されるなど、適切な措置がとられるよう要望いたします。

---

## ○ 学校における理化学薬品の保管管理について

〔昭和55年1月18日 教高第2004号  
各教育局長あて 学校教育部長通知〕

このたび、北海道警察本部防犯部長から過激派等による一連の爆破事件の発生等に伴い、学校教材用劇毒物の保管管理の強化について別紙写しのとおり要望がありました。

については、この要望の趣旨に留意のうえ、昭和51年7月24日付51教施第3095号「理化学薬品の保管管理の徹底について」教育長通達の措置を、より推し進めて学校における理化学薬品の保管管理に万全を期するよう、貴管下の道立学校長及び市町村教育委員会に対し適切な指導を願います。

### 別 紙

#### 学校教材用毒物及び劇物の管理の強化について

〔昭和54年12月13日 道本保（銃）第1872号  
教育長あて 道警本部防犯部長要望〕

学校教材用毒物及び劇物の保管管理の徹底方につきましては、従来からしばしば何かとご配慮を煩わしているところでございますが、ご承知のとおり本年に入り京都市内において過激派による塩素酸塩系薬品を使用した手製爆弾の誤爆事件をはじめ東洋レーヨンあるいは間組爆破事件等5件の爆弾事件が相次いで発生しております。さらには連続企業爆破事件に対する判決を契機に一部の過激派グループが海外進出企業や公共施設に対する武装闘争を企図し、その武器としてこれら闘争に使用する毒・劇物の入手に奔走している動きがみられ憂慮される情勢にあります。

道警察といたしましては、このような情勢にかんがみ、これら毒・劇物使用犯罪を未然に防止するため明年1月末まで全道一せいに毒・劇物取扱者に対し、適正な保管管理についての防犯指導を行っております。

つきましては、貴職におかれましても所管の各学校に対しまして、塩素酸塩類等及びシアン化ナトリウム等理科（化）学教材用毒・劇物の保管管理について、保管設備及び保管する毒・劇物の定期点検を実施するなど、盗難、紛失防止についての指導を強化されるなど、適切な措置がとられるよう要望申しあげます。

## ○ 公立学校における児童、生徒の安全確保について

〔昭和55年6月30日 教小第1063号  
各市町村教育委員会教育長あて  
教育長通知〕

児童、生徒の安全確保については、貴教育委員会におかれても必要な措置を講じられていることと思いますが、過日、北海道管区行政監察局が道内の小中学校を対象に、主として、校舎の管理等を中心調査した結果、別記の事項について改善を要すると認められる旨、北海道管区行政監察局長から通知がありました。

児童、生徒の安全確保のための措置、学校に対する指導等は、それぞれの教育委員会が行うことありますが、このことの重要さから、当教育委員会としても、従来から道立学校について行った指導内容の主なものは、その都度市町村教育委員会にも通知し、市町村立学校に対する措置を求めてきたところであります。

については、このたびの北海道管区行政監察局の調査に基づく問題点及びこれら問題点に関する指導通知等を別紙のとおりとりまとめたので、参照の上、改善事項を中心に下記により点検を行い、今後とも、児童、生徒の安全確保について万全を期すようにして下さい。

記

- 1 問題点のうち、従来指導した事項については、関係機関を再度指導するとともに、必要な点検を行うこと。
- 2 今回新たに出された問題点については、必要な対策を立て、関係機関を指導すること。

別 記

要 改 善 事 項

北海道教育委員会は、児童・生徒の安全を確保するため、公立小中学校における防火管理、校舎等の安全管理、理科薬品の保管管理について、事故の発生、法令の改正等を契機に各市町村教委を指導しており、学校においても事故防止等に努めているが、14小中学校を抽出調査した結果によれば、なお改善を要する次の事例がみられた。

- 1 防火管理のための各種点検が不十分なため、防火避難設備等が、十分に機能しえないと認められるもの
- 2 校舎等の安全管理のための点検等の措置が不十分なため、危険箇所が放置されているもの
- 3 毒・劇物等の理科薬品の保管管理が不適切で、盗難・紛失等の事故防止措置に徹底を欠くもの  
学校においては、いったん、事故が発生すると、児童・生徒の安全に与える影響が大きいほか、毒劇物等については学校外での事故を誘発させる恐れもあるので、北海道教育委員会は、防火管理、校舎等の安全管理、理科薬品の保管管理の徹底について、更に、各市町村教育委員会を指導する必要がある。

別紙

改 善 事 項	問 題 点	指 導 通 知 等
1 防火管理のための点検等の措置が不十分なため、十分に機能しえないと認められるもの	省 略	省 略
2 校舎等の安全管理のための点検等の措置が不十分なため危険箇所が放置されているもの	省 略	省 略
3 毒・劇物等の理科薬品の保管管理が不適切で、盗難・紛失等の事故防止措置に徹底を欠く	1 理科準備室、薬品庫の鍵を他の特別教室の鍵とともに、職員室の鍵下げ盤にかけているため、自由に持ち出せる状態となっている事例 (特に留意すべきは、これらの学校の	「学校における理化学薬品の保管管理について」 昭和55年1月18日付教高第2004号 学校教育部長通知

もの	<p>中には、道警本部から注意を要するとしている爆発性の塩素酸カリウム、猛毒性の黄リンを保管している学校があること。)</p> <p>2 薬品庫の錠が酸化腐食し、施錠できないのに、強酸類を保管していたり、毒物及び劇物取締法の適用を受けない薬品（一般薬品）と医薬用外毒物（毒物）及び医薬用外劇物（劇物）とを混在して薬品庫に保管している事例</p> <p>3 薬品受払簿等の薬品台帳（以下「台帳」という。）については、台帳を備えていない学校、台帳はあるが記載が乱雑で薬品の使用状況が全く把握できない事例</p> <p>4 薬品容器のラベルが腐食し、判読できない薬品、及び全くラベルがない薬品をそのまま保管している事例</p>	<p>「理化学薬品等の保管管理について」 昭和54年5月1日付教高第2043号 学校教育部長通知</p> <p>「学校における理科系実験用薬品類の管理について」 昭和53年7月20日付教高第2094号 教育長通知（同日付公報第4721号掲載）</p> <p>「学校教材用劇物、毒物の管理強化について」 昭和53年5月9日付教高第3040号 学校教育部長通知</p> <p>「学校教材用毒劇物等の保管管理の徹底方について」 昭和52年5月25日付52教施第3116号 学校施設課長通知</p>
----	--	---

## ○ 公立学校における児童、生徒の安全確保について

〔昭和55年6月30日 教小第1063号－2  
各道立学校長あて 教育長通知〕

児童生徒の安全の確保については、これまでにも必要な措置を講ずるよう求めてきたところですが、本日、各市町村委員会教育長に対し、教小第1063号当職通知（本号掲載）をもって、児童生徒の安全確保について徹底するよう通知しました。

については、この通知を参照の上、従来の通達、通知等に基づく事項の再点検を行うなど、児童生徒の安全確保について万全を期して下さい。

## ○ 学校教材用劇物・毒物の保全管理の強化について

〔昭和57年3月24日 教小第1022号  
各教育局長あて 学校教育部長通知〕

のことについては、かねてから細心の注意をもって、その保全管理に万全を期するよう教育長通達等（別記一覧表参照）をもって指導してきたところですが、このたび枝幸町立枝幸中学校において硫酸の盗難による学校事故が発生しました。

については、今後かかる不祥事が起こることのないよう別記通達等の趣旨をふまえ、学校における劇物・毒物の管理状態の再点検を行うなど必要な措置について管下、市町村教育委員会及び道立学校長に対し、貴職から、さらに適切な指導を行うようにしてください。

## 別 記

### 学校教材用、劇物・毒物の保全管理に関する指導文書一覧

発信番号・施行年月日	施行先機関名	施 行 者	件 名	備 考
51教施第3095号 昭和51年7月24日	各 教 育 局 長 各 道 立 学 校 長 各市町村教育委員会教育長 (各 市 町 村 立 学 校 長)	教 育 長	「理化学薬品の保管管理の徹底について(通達)」	
52教施第3116号 昭和52年5月25日	各 教 育 局 長	学校施設課長	「学校教材用毒劇物等の保管管理の徹底について(通知)」	道警本部防犯部長からの要望
教高第3040号 昭和53年5月9日	各 教 育 局 長	学校教育部長	「学校教材用劇物、毒物の管理強化について(通知)」	同 上
教高第2094号 昭和53年7月20日	各 教 育 局 長 各 道 立 学 校 長 各市町村教育委員会教育長 (各 市 町 村 立 学 校 長)	教 育 長	「学校等における理科系実験用薬品類の管理について(通知)」	・文部省管理局長通知 ・消防庁危険物規制課長からの要望
教高第2043号 昭和54年5月1日	各 教 育 局 長	学校教育部長	「理化学薬品等の保管管理について(通知)」	道警本部防犯部長からの要望
教高第2004号 昭和55年1月18日	各 教 育 局 長	学校教育部長	「学校における理化学薬品の保管管理について(通知)」	同 上
教小第1063号 教小第1063号-2 教小第1063号-3 昭和55年6月30日	各 教 育 局 長 各 道 立 学 校 長 各市町村教育委員会教育長	教 育 長	「公立学校における児童、生徒の安全確保について(通知)」	道管区行政監察局 査察結果による行政指導

### ○ 学校教材用シアン化合物の管理の適正化について

昭和59年12月1日 教高第2125号  
各教育局長、各道立学校長、道立理科教育センター所長、各市町村教育委員会教育長(各市町村立学校長)あて  
学校教育部長通知

このことについて、別記のとおり北海道警察本部防犯部長から要望がありました。

つきましては、昭和51年7月24日付51教施第3095号教育長通達「理化学薬品の保管管理の徹底について」により、劇毒物の管理に万全を期してください。

## 別 記

### 学校教材用シアン化合物の管理の適正化について

昭和59年11月15日 道本生(薬)第144号  
学校教育部長あて 道警本部防犯部長要望

学校教材用毒物及び劇物の保管管理の徹底方につきましては、従来から特段のご配慮を煩しているところでございますが、ご承知のように最近、製薬会社役員の誘拐事件や、これに関連する恐喝未遂事件が相次いで発生し、さらに犯人らは菓子にシアン化ナトリウムを混入させ、近畿・中部及び関東地方の各地のスーパー・マーケット、百貨店等に置いて回るなど、その犯行はますます凶悪化しております。

警察といたしましては、犯人の逮捕に鋭意努力しているところでございますが、今後、模倣事件の発生も憂慮されるところから、シアン化ナトリウム等のシアン化合物の取扱店等に対し、適正な保管管理等について防犯指導を実施することとしております。

つきましては、貴職におかれましても、今回の事犯の重大性に鑑み、重ねて所管の各学校に対しまして、理科（化）学教材用シアン化ナトリウム等のシアン化合物の保管管理につきまして、保管設備及び保管量の定期点検、不要物の適正な廃棄等の徹底を図り、盜難、紛失等の防止措置についての指導を一層強化されるなど、適切な措置がとられますようお願い申し上げます。

---

## ○ 学校教材用毒・劇物の適正な保管管理について

〔昭和61年7月30日 教高第2132号  
各教育局長、各道立学校長、道立理科  
教育センター所長、各市町村教育委員  
会教育長（各市町村立学校長）あて  
学校教育部長通知〕

学校教材用理化学薬品の保管管理については、かねてからその取扱いに十分な注意をつくすようお願いしてきたところですが、このたび、北海道警察本部防犯部長から別記のとおり学校教材用毒・劇物の適正な保管管理について、要望がありました。

ついては、この趣旨を御理解のうえ昭和51年7月24日付51教施第3095号「理化学薬品の保管管理の徹底について」教育長通達により、盜難、紛失防止に万全を期するようお願いいたします。

## 別 記

### 学校教材用毒・劇物の適正な保管管理について

〔昭和61年7月17日 道本生（薬）第58号  
教育長あて 道警本部防犯部長要望〕

盛夏の候、貴職におかれましてはますますご清栄のことと拝察申し上げます。

さて、学校教材用毒・劇物の適正な保管管理につきましては、従来から何かとご配慮を煩わしているところでございますが、ご承知のとおり本年に入り極左暴力集団は爆発物発射装置を使用した「テロ」・「ゲリラ」志向を強め無差別殺人を狙うなど、その行動はますますエスカレートする傾向にあります。

一方、シアン化合物を清涼飲料水等に混入する悪質事件が依然として跡を絶たず、治安上憂慮される現状であります。

道警察といたしましては、このような情勢にかんがみこれら毒・劇物使用犯罪を未然に防止するため特に、本年2月以降毒・劇物の適正な保管管理について防犯指導を実施しているところであります。

つきましては、貴職におかれましても所管の各学校に対しまして、塩素酸塩類及びシアン化合物等

理科（化）学校教材用毒・劇物の適正な保管管理を図るため、管理責任者の明確化、保管設備及び保管する毒・劇物の定期点検を実施されるなど、盜難、紛失防止について指導の徹底を期するよう要望いたします。

---

## ○ 公立学校における児童・生徒の安全確保について

〔 昭和61年7月31日 教小第1127号  
各市町村教育委員会教育長あて  
教育長通知 〕

このたび、北海道管区行政監察局から道内の公立小・中学校における安全管理の調査結果について、別記のとおり通知がありました。

正常な教育活動を維持するうえから、児童・生徒の安全確保については、貴教育委員会におかれても、日頃から学校施設・設備等の適正な管理につき必要な措置を講じられていることと思いますが、今回の調査結果によれば、防火管理、校舎施設・設備の管理及び薬品類の管理のいずれの面についても、なお数多くの問題点が指摘され、その改善が求められております。

ついては、下記の関係通知等に留意のうえ、各校長等への指導、管理体制の点検等を行い、今後とも児童・生徒の安全確保に万全を期されるようお願ひいたします。

記

### 関係通知等

#### 1 防火管理に関するもの

省 略

#### 2 校舎等の安全管理に関するもの

省 略

#### 3 薬品類の安全管理に関するもの

##### (1) 「学校教材用毒・劇物の適正な保管管理について」

昭和61年7月30日付教高第2132号 学校教育部長通知（同日付公報第5197号掲載）

##### (2) 「学校教材用シアン化合物の管理の適正化について」

昭和59年12月1日付教高第2125号 学校教育部長通知（同日付公報第5108号掲載）

##### (3) 「学校教材用劇・毒物の保全管理の強化について」

昭和57年3月24日付教小第1022号 学校教育部長通知

##### (4) 「学校における理化学薬品の保管管理について」

昭和55年1月18日付教高第2004号 学校教育部長通知

##### (5) 「理化学薬品等の保管管理について」

昭和54年5月1日付教高第2043号 学校教育部長通知

##### (6) 「学校等における理科系実験用薬品類の管理について」

昭和53年7月20日付教高第2094号 教育長通知（同日付公報第4721号掲載）

##### (7) 「学校教材用劇物、毒物の管理強化について」

昭和53年5月9日付教高第3040号 学校教育部長通知

##### (8) 「学校教材用毒劇物等の保管管理の徹底方について」

昭和52年5月25日付52教施第3116号 学校施設課長通知

(9) 「理化学薬品の保管管理の徹底について」

昭和51年7月24日付51教施第3095号 教育長通知

別 記

公立学校における安全管理に関する地方監察（調査）の結果

〔昭和61年6月30日 北管－第16号の5  
教育長あて 北海道管区行政監察局長通知〕

このたび、貴教育委員会管下の市町村教育委員会所管の小、中学校における安全管理について監察（調査）を実施した結果、別紙のとおり、改善を必要とする事項が認められましたので通知します。

なお、これに基づいて講じた措置等については、昭和61年7月31日までに御回報願います。

別 紙

公立学校における安全管理に関する地方監察結果（通知）

北海道教育委員会（以下、「道教委」という。）は、児童生徒の安全を確保するため、公立小中学校（以下、「学校」という。）における防火管理、校舎施設・設備の安全管理、薬品類の管理等の徹底方について、道内各市町村教育委員会に対し指導しており、学校の事故防止に努めてきている。しかしながら、今回、当局が6市町村教育委員会（以下、「市町教委」という。）及び同教委管内24校を抽出調査した結果、以下のとおり、なお、改善を要する事項が認められた。

1 防火管理

省 略

2 校舎施設・設備の管理

省 略

3 理科実験用薬品類の管理及び処分

学校における理科実験用薬品類の管理については、同薬品の中に毒物・劇物、揮発性可燃物、揮発性発火性薬品等（以下「毒劇物等」という。）があることから、道教委は、各種指導通達等により理科実験用薬品の盗難、紛失防止策及び地震による火災発生防止対策の措置等をとり安全管理及び処分の徹底を図るよう各市町村教委を通じて指導しているところであるが、次のような状況が認められた。

- ① 毒劇物等を収納している戸棚等及び容器の転倒転落防止措置をとっておらず、地震による火災発生防止対策が不十分な学校（12校）がある。
- ② 毒劇物等を分類保管又は種類別の収納区分をしておらず、普通薬品と混在させて保管し、安全管理が不十分な学校（11校）がある。この中には、コンクリート製薬品貯蔵庫あるいは金属製戸棚があるにもかかわらず、混合爆薬の原料となる塩素酸カリウムを普通薬品と同一のガラス入り戸棚に保管している学校（3校）、毒劇物等を施錠設備のない棚に普通薬品とともに陳列している学校（1校）があり、盜難防止対策が不十分なものがある。
- ③ 薬品受払簿等を作成しておらず、毒劇物等の購入・使用的経過が不明な学校（7校）、薬品受払簿を作成しているが、毒劇物等の薬品受払簿に担当者の確認印、校長の検印がなく、薬品管理の責任体制が不明確となっている学校（8校）がある。
- ④ 毒劇物等の貯蔵庫等に「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の文字を表示していない学校（5校）、

毒劇物の薬品名（ラベル）の判読が困難な学校（3校）があり、毒劇物の表示が適切とは認められないものがある。

⑤ 釧路市教委では、学校側から不要薬品の処分依頼があったこと等から昭和60年1月に不要薬品の実態調査を行ったところ、同市内41校中22校（53.7%）から121種類（毒劇物等54種類、普通薬品67種類）の処分申出があり、昭和61年3月、同薬品を産業廃棄物処理業者に回収、処分を委託している。

今回当局が調査対象とした学校においても、(i)前述のとおり毒劇物等の保管管理、数量管理等が必ずしも適切に行われていないこと (ii)文部省の学習指導要領の改正等により今後とも使用見込みのない毒劇物等を保有している学校があること (iii)不要の毒劇物等を保有し、その処分に苦慮している学校があること等の状況が見受けられる。

したがって、学校における理科実験用薬品類の不適切な管理及び処分は、児童生徒の安全確保のみならず、社会に与える影響も大きいので、道教委は、道内各市町村教委に対し、次のことについて指導する必要が認められる。

- ① 地震による火災発生防止対策及び盜難防止対策を十分に行うこと。
- ② 分類保管又は種類別の収納区分の方法等を具体的に承知していない学校がみられるので、分類保管方法等を盛り込んだ「理科薬品等の取扱いに関する手引」（昭和52年11月、道教委作成）の改訂版を作成する等により市町村教委を通じて各学校に再度周知する等の方法について検討すること。
- ③ 毒劇物等の薬品貯蔵庫（戸棚）で「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示がないものについては、保管設備の実態に応じて保管場所に所定の表示をするとともに、薬品名の判読が困難なものについてはラベルを張り替える措置を講ずること。
- ④ 今後とも使用見込みのない不要な毒劇物等については、各学校に対して実態調査を実施した上、産業廃棄物処理業者等に回収、処分を委託すること。

なお、釧路市教委は、①薬品の管理について「釧路市学校衛生並びに理科実験用薬品取扱規程」（昭和30年8月9日付、同市教育委員会規則第9号）を定めているほか、昭和60年1月26日付、釧教総第22号、学校教育部長通達「学校衛生並びに理科実験用薬品類の管理について」で薬品使用簿の様式を具体的に示している ②薬品の処分について、前述のように、同市教委管内学校の不要薬品の調査をし、一括して産業廃棄物処理業者に回収、処分を委託している状況にあり、他の市町村教委の参考となる事例が認められた。

## ○ 公立学校における児童・生徒の安全確保について

〔昭和61年7月31日 教小第1127号-2  
各教育局長あて 教育長通知〕

このことについて、本日付本号により各市町村教育委員会教育長に対し通知しました。

については、貴管下市町村教育委員会に対し、児童・生徒の安全確保について特段の指導を願います。

## ○ 公立学校における児童・生徒の安全確保について

〔昭和61年7月31日 教小第1127号-3  
各道立学校長あて 教育長通知〕

このことについて、本日付本号により各市町村教育委員会教育長に対し通知しました。

については、従来の通知等に基づく事項の再点検を行うなど、児童・生徒の安全確保について万全を期してください。

---